

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録 特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」

ごあいさつ

山田 朗

明治大学平和教育登戸研究所資料館長

本日は登戸研究所資料館企画展「帝銀事件と登戸研究所」関連イベント「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」へお越しいただきまして誠にありがとうございます。私は資料館館長の山田でございます。

帝銀事件は大変有名な事件ですけれども、今年2018年から数えますとちょうど70年前、1948（昭和23）年1月26日に起きた事件です。70年前の事件ですが、実はこの事件はまだ決着がついておりません。容疑者として逮捕された平沢貞通さんにあまりにも不自然な捜査と裁判が行われまして、今でも冤罪ではないかという声が非常に強いわけです。実際に平沢さんは1987（昭和62）年に95歳でお亡くなりになっていますけれども、その後も再審請求が続けられております。現在、第20次再審請求が行われておりますので、帝銀事件というのはいまだ完結していないということになります。

今回、登戸研究所資料館で企画展を開催するにあたりましては、この再審請求弁護団と「帝銀事件の再審をめざす会」から大変なご協力をいただきました。非常に重要な資料である『甲斐捜査手記』、当時警視庁の捜査一課の係長であった甲斐文助氏が捜査中に記していたメモですが、これをお貸しいただきまして企画展で展示しております。その中身は大変重要なもので、当時の捜査陣がこの帝銀事件の全貌といいたまうのでしょうか、本質にどれだけ迫っていたのか。所謂、GHQからの介入と言われるような事実、それから旧日本軍人たちの様々な動き、そういうものが『甲斐捜査手記』から非常にはっきりと分かってまいります。

この帝銀事件は、毒殺事件です。12人もの人が毒殺されるという大量殺人事件です。そもそも使われた毒が何であるのか、平沢貞通という人が毒をどうやって入手したのか、そういうことについては全く明らかにならないまま、有罪判決を受け、死刑が確定するという、非常に不自然な、無理が多い取り調べと裁判がおこなわれたということです。重要なのは、毒殺事件ですから毒が何であったのかということは、最低限明らかにしなければならない。ところが、毒物の現物がきちんと残されていないという、現在から考えると信じられないようなことがあります。ですから現場で、帝銀でどのような形で人が亡くなったのか。その亡くなり方から毒

の本質を推定していくという作業が、当時おこなわれました。

その時に重要な役割を果たしたのが、この登戸研究所の毒物開発の責任者であった伴繁雄さんです。この人は帝銀事件の捜査陣に、自分がかつて南京で人体実験をおこなったということをお話しているのです。本来ならば、そういうことを話すと戦犯になる恐れもある訳ですから、話さないのが普通だと思うのですけれども。色々な毒物でどのように人が亡くなるのか、身をもって体験していることを説明するプロセスとして、その人体実験のことを話しています。それは『甲斐捜査手記』にもはっきりと記されています。

しかし、事件を毒物から迫っていった捜査陣、これが主流と言いましょか、多くの刑事が毒物から捜査をしていました。1948年の6月、7月位までは完全にその方向で、旧軍関係者、特に防疫関係者あるいは特務機関関係者が非常に疑われていた。そこに焦点を絞らんだ捜査が行われていました。平沢さんは全くそういう経験がないわけですし、毒物の知識もほとんどない。ところが名刺班という、未遂事件で残された名刺を手掛かりに追っていた捜査班が、平沢さんを逮捕するに至りました。ところが平沢さんの逮捕直後に、警視庁の捜査一課長が「白七分、黒三分」と言っています。つまり平沢さんは白の可能性が高いと言っていたわけです。しかし8月21日に逮捕されて、9月下旬までずっと厳しい取り調べを受けていく中で、平沢さんは精神的に非常に追い込まれた状態になり、自白をしていくのです。これは検事が、当時は検事が直接取り調べの指揮を取っており、検事の誘導の下に調書が作られていく。酷い場合には、ほとんど検事が作ったものをそのまま調書にしてしまうということがあったと聞いています。こうした中で使用された毒物についても、当初は登戸研究所が開発した青酸ニトリールの線が非常に強かったのです。これは暗殺用の毒物として、現実に使われていたものです。しかも、敗戦直後にそれが大量に持ち出されたということも、伴繁雄さんたちの証言によって明らかになるのです。ところが、実際にその捜査と裁判の過程では、こういう特殊な毒薬ではなくて誰にでも手に入る青酸カリが使われたということになってしまった。つまり、平沢さんでも出来る犯行だ、という形に捜査が傾いてしまう、捻じ曲げられてしまうということがありました。その背景には731部隊関係者に免責の約束をしたGHQが、あるいはGHQの下で色々な特殊な活動をしていた旧日本軍関係者の存在が見え隠れしています。登戸研究所に勤めていた伴さんを含めて、GHQにどんどん取り込まれていく。こういう背景があります。それについては、企画展示と12月15日に資料館主催でおこなう講演会（本誌掲載、山田朗「帝銀事件と陸軍登戸研究所—捜査手記から明らかになる旧日本陸軍の毒物研究—」参照）の中でご説明したいと思っています。

今日の企画は、まだ帝銀事件は終わっていないということを皆さんに知っていただくことを目的にしています。まず再審請求弁護士から弁護士の酒田芳人先生に「平沢貞通さんの自白をめぐる諸問題について」お話をいただきます。引き続き、帝銀事件の再審をめざす会の細川次

郎氏から「高校生の見た最晩年の平沢貞通老 ー宮城県刑務所での面会に通う」についてお話をいただきます。細川さんは高校生の時から平沢救援運動に携わっており、晩年の平沢さんに直接お会いしたという体験の持ち主です。休憩を挟みまして、「帝銀事件再審請求の経過に関する心理学的検討について ーディスコミュニケーション分析の視点から」ということで山本登志哉先生から、心理学から見た帝銀事件における裁判官との間のディスコミュニケーションについてお話いただきたいと思います。

〔追記〕

本稿は、2018年12月1日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録
特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」

平沢貞通さんの自白をめぐる諸問題について

酒田 芳人
再審請求弁護団弁護士

はじめに

只今ご紹介に預かりました弁護士の酒田と申します。よろしくお願いたします。私は帝銀事件の再審弁護団のメンバーに参加させていただいておまして、本日は資料館からご依頼をいただき「平沢貞通さんの自白をめぐる諸問題について」というテーマで30分に限ってお話させていただきたいと思っております。

私の今回の講演のタイトルは「平沢貞通さんの自白をめぐる諸問題」と書かれているんですが、われわれ法律業界の人間からすると、こういう「諸問題について」という風にタイトルが付いている時は、大体、話のテーマにまとまりがない時だというのが通例です(笑)。まとまりのない話になれば非常に申し訳ないことですが、終わりました時に少し質疑応答の時間を取らせていただきたいと思いますので、是非ご質問いただけたらと思っております。

簡単に自己紹介をさせていただきますが、私は1983(昭和58)年の生まれでして、事件発生から35年後になります。現在35歳ですので、先程、山田館長からお話があった通り、70年前の事件の丁度折り返し位のところで生まれたことになります。私が今回の帝銀事件再審弁護団に参加させていただいたきっかけというのは、弁護士の先輩何人かに、是非この事件を手伝ってもらいたいと誘っていただいたからです。

私が帝銀事件という名前を聞いた時に、真っ先に思ったのは「帝銀事件ってまだやっているのか」というところが率直な感想でした。我々弁護士は、今の弁護士もそうですし、それこそ10年前、20年前、30年前から弁護士をしている弁護士もみんなそうですが、勉強する時に教科書だとか、あるいは古い判例だとかを勉強するんですけれども、恐らくみんなが読んだことがある重大事件の判例がこの帝銀事件の裁判ということになります。そうした事件ではあるので驚きを持ちながらも、事件について勉強して取り組んでいく中で、先程山田館長からもご指摘のあったように、

今回の裁判に大きく二つの問題点があるんだと。この二つの問題点を軸にこの再審をやっていくんだ、戦っていかなくてはいけないんだということを今は感じている次第です。

その二つの柱というのが、一つが毒物の問題。いったいどういう毒物がどのように使われたのかということが、この帝銀事件では、我々弁護士にも非常に不明確な状態でしか明らかになっていない。ここが一つの大きな問題だと考えています。この点については、今回ではなくて次回の講演会で同じ弁護団の渡邊良平弁護士から毒物の件についてお話をさせていただく機会があると聞いておりますので、そちらの方に譲りたいと思います（渡邊良平氏講演。本誌 177 頁参照）。

もう一つの点が自白の問題。これが今日、私が話させていただくテーマでもありますけれども、自白に関しても大きな問題を抱えている。これは私の感覚ですが、恐らく今、同じような事件が起これば、こんな形で平沢貞通さんの自白がされることはなかったんじゃないか。そして、そんな自白をもとにして有罪判決が下されることはなかったんじゃないか。それが私の率直な感想です。ですから今日のお話では、最初に帝銀事件の概略だけ振り返りをさせていただいた後、自白というのはそもそも刑事裁判でどのような位置づけを与えられているのか。そうしたことを確認した上で、今回の事件で自白というのがどのようになされたのか。そして再審請求の中で、自白についてどのような議論をやっていこうとしているのか。こうしたかたちでお話をさせていただきたいと思っております。

1. 帝銀事件の概要

帝銀事件は、先程山田館長からのお話があった通り 1948（昭和 23）年 1 月 26 日に発生した事件です。逮捕されたのはその年の 8 月 21 日です。7 ヶ月後位に逮捕されたことになる訳ですね。それから起訴された後、裁判が終わるのは 1950（昭和 25）年 7 月 24 日ですので、おおよそ事件の発生から 2 年半程度、逮捕されてから 2 年程度で一審の裁判で死刑判決が下されたということになります。ちなみに重大事件だと、非常にたくさんの方がお亡くなりになった大きな事件だという事を考えると、2 年で裁判が終わったということは、自分の感覚では少し短いかなと。今もし私が同じことをやるのであれば、2 年では終わらせることはなかっただろうとは思っているのですが。かなり早い段階で裁判が決着してしまったんだという印象を受けています。それから 1 年経った 1951（昭和 26）年 9 月 29 日に東京高裁で控訴棄却の判決がされた。控訴審は大体 1 年程度かかればいい方だといわれていますので、まあその程度かなと思っております。気になったのは控訴が棄却された 1951 年から 3 年半程が経った、1955（昭和 30）年 4 月になって上告が棄却された。ここに 3 年半程度の時間が掛かっている。ここは

私の感覚ではかなり長い時間が掛かっているという印象を受けています。上告審というと皆さんちょっとイメージが湧きにくいかと思うのですが、最高裁に対して書類を提出します。刑事裁判で上告審に、最高裁判所に書類を提出したとしても大体2、3ヶ月位もあれば上告棄却の決定が下されて、「はい、終わり」とされてしまうことがほとんどです。ここで3年半も時間を要したということは、恐らく最高裁としても、本当に誤りがいいのか、憲法上の問題も本当に含まれていないのか、ということについて相当に資料を検討したんだろうなとは感じたところでは。とは言え、上告審の判決に関しても、やはり自白の点、そして毒物の点についての検討は不十分だったと私も感じる場所ですので、それから以降20回にもわたる再審請求がおこなわれる結果になったんだろうと考えています。

2. 帝銀事件再審請求の概要

(1) 20回目の再審請求

帝銀事件では20回にわたって再審請求が繰り返されたということですが、今回で20回目になります。1回目から19回目の再審請求は、なかには平沢貞通さんがご本人で書類を書いて裁判所に提出されたという再審請求もあるし、平沢貞通さんを支援する方と弁護士が協力をして一緒になって再審の請求書を提出したものもあります。そうしたものが都合19回にわたって繰り返されたわけです。

2013（平成25）年のことですが、この時に再審請求の当事者であったのは、平沢貞通さんの養子であられた平沢武彦さんという方です。この方がこの年にお亡くなりになったことを受けて2013年12月2日付で再審請求は棄却ではなくて当事者が亡くなってしまったので終了します、という形で打ち切られてしまったのが第19次の再審請求でした。それから大体2年位経って、2015（平成27）年11月24日東京高裁に対して提出されたのが、今回の第20次再審請求ということになります。

(2) 第20次再審請求における争点

第20次再審請求における争点ですが、これは先程申し上げた自白だとか、特殊な毒物という点が問題になりますが、再審請求というのは新しい証拠が必要だとされているんですね。よく新証拠という言い方をしますが。これはどうしてなのかというと、刑事裁判というのは一審、控訴審、最高裁と3回裁判が行われるわけですが、普通はこの3回の裁判で終わりになるはずですよ。先程山田先生がおっしゃいましたが、帝銀事件はまだ終わっていない。確かにそうですが、普通は3回で終わっている。1955年に上告審が下された時点で帝銀事件は終わって

いるんだ、これが一つの本来の説明の仕方であるはずなんです。ただ、一回終わっていた裁判をもう一回開始すべきだと、もう一回やり直すべきだというのが再審請求、再審請求審ということになる訳です。その時には、一審、控訴審、最高裁の中で出てこなかった新しい証拠が出て来て初めて再審請求がされるようになる訳ですね。そうすると、今回の第20次の再審請求ではいったいどんな証拠が出て来ることになるのか。そういった文脈で出て来るのが、先程山田先生からコメントをいただいた『甲斐捜査手記』です。これは甲斐文助という捜査官が実際記録として付けていたもので、第20次の新証拠ということで提出されている証拠の一つです。それ以外には今日お話をいただく山本登志哉先生（山本登志哉氏講演。本誌103頁参照）、次回の講演会でお話をいただく浜田寿美男先生（浜田寿美男氏講演。本誌121頁参照）は心理学の観点から鑑定を進めていただいているところです。こういった先生方が心理学の観点から鑑定をしていただいて、その鑑定書、これも帝銀事件第20次の裁判の中では提出されます。

また、毒物の観点でも申し上げますと、毒物に関しても、やはり当時使われていた毒物が本当に青酸カリなのか。当時誰でも手に入ったと言われている青酸カリによって、本当に平沢貞通さんが殺害することが出来たのだろうか。この点についての検証が必要だということで、毒物についての法医学の先生の研究、あるいは鑑定というのも現在進めている所です。こういったものも第20次の裁判では提出されていく予定になっております。

3. 憲法と刑事訴訟法における「自白」の位置づけ

(1) 自白の強要が禁止されていること（巻末資料、参照条文①）

大まかに帝銀事件の内容と再審請求の概略について申し上げましたが、これから私の一番のテーマである自白の問題について少しご説明して今回の話にさせていただきたいと思います。

自白というと、刑事裁判で被告人が自分の罪を認めることだろう、これくらいのイメージは、なんとなく皆さんお持ちだと思います。その認識は間違いではないのですが、刑事裁判の中で自白は非常に大きな意味を持っていることから、法律そしてその上位の憲法によって具体的に定めが置かれています。4点ほど注目していただきたいので、レジュメ（巻末資料）に「参照条文」として付けましたので、かいつまんで条文のご説明をしたいと思います。

まず一点目。注意していただきたいのは、自白の強要というのは憲法上ははっきりと禁止されているという点ですね。憲法38条1項「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」。これは当たり前のことだと思われるかも知れませんが、当たり前のことを書いているのが法律、憲法です。明確にそういうことが書いてあることがやはり重要なことだと思います。自白というのは、先程申し上げた様に、被告人が自らに不利な事実を認めること、あるいは認めたことが

記載された供述調書とありますが、検察官だとか警察官だとかの前で、私はこうこう、こういう罪を犯しました、ということをして、それが書きとめられた調書。こういうのを自白の調書、自白と扱われる訳ですが、こういったものが不利益な供述を強要された場合には当然無効ということになりますので、そういったことが憲法でも記載されている訳ですね。

(2) 自白の要件として任意性が要求されていること（巻末資料，参照条文②，④）

今、申し上げたところと関連するのですが、二点目として、「自白の要件として任意性が要求されている」ということです。これはどういうことかということ、同じ憲法 38 条 2 項に「強制、拷問もしくは強迫による自白又は不当に長く抑留または拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」と書いてあるんですね。これは非常に重要な条文で、仮に自白調書あるいは自白が公然にされたとしても、その自白というのが任意にされたものではない。任意というのは自分の意思でということですけども。自由な自分の意思でしたと認められない自白であつたら、それは証拠として使ってはダメですよ、というのが憲法に書いてある訳です。同じことが刑事訴訟法にも書いてあります（巻末資料，参照条文④）。ですので、刑事裁判では検察官の前で実際に供述調書にサインをしてしまった＝自白をしてしまったという人が、「いや、これは自分の意思でやったものではないんだ」と法廷で争うということがよくあります。今申し上げた任意性の要件というのが二点目です。

(3) 自白を証拠とする場合には補強法則が採用されていること（巻末資料，参照条文③，⑤）

三つ目は、「自白を証拠とする場合には補強法則が採用されていること」と書かせていただきました。補強法則というのはちょっと耳慣れないかと思いますが、これは自白だけで人を有罪とすることはできませんよ、というルールのことです。自白だけでは駄目だというのは、具体的にいうと、自白があつたとして、それをもとに有罪にしたい場合は、自白だけではなく自白を支えるような別の証拠もないといけませんよと。自白に加えて、それを支える色んな証拠があつて始めて有罪にできるんですよというのが補強法則というルールなんです。これも憲法に書かれていることです。憲法 38 条 3 項「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない」と書かれている。これは刑事訴訟法第 319 条第 2 項にも書かれています（巻末資料，参照条文⑤）。これは、どうしてこんなことが言われるのかということ、やはり、自白というのは非常に捜査官たちにとって魅力的な証拠なんですよね。どうしてかということ、人を捕まえて来て、「私がやりました」と言わせてサインさえさせれば、もうそれだけで有罪にできるのであれば他の捜査をする必要がなくなる訳です。皆さんにも取り調べをする側の気持ちになっていただいたらと思いますが、逮捕して捕まえてきた目の前の被疑者、被告人に対して、「私がやりました」と言わせられれば、それで仕

事が全部終わる訳ですから。なんとしてでも自白させたいと思う。むしろ捜査官の目からすると当然じゃないかと思うんですね。だからこそ、歴史的にそうやって自白が偏重されて、非常に無理な形で自白させてきたということが、もう我々は、西洋も含めて、何百年、何千年いう歴史で分かっている訳ですよ。だからこそ、自白だけで有罪にするのはまずいよ、それは良くないよ、ということが憲法や法律で書かれている訳です。これは人間が作った一つの知恵だと思えます。こうして作られたのがこの補強法則です。

(4) 検察官面前調書が特別な地位を与えられていること（巻末資料，参照条文⑥）

四点目です。これは少し視点の違う話ですが、検察官面前調書が特別な地位を与えられていることについてです。検察官面前調書、我々の業界用語では検面調書と言ったりもします。これは何かというと、検察官の目の前で被疑者がサインをした供述調書のことを検察官面前調書と言います。これはどのような特別な地位があるかということ、これはちょっと、非常にテクニカルな条文（巻末資料，参照条文⑥）なのですが、例えば検察官の目の前で、被疑者が「私は今回の事件を起こしました。私は今回の事件の犯人で間違いありません」ということを言ってサインをした。それは検察官面前調書として自白の調書ができあがる訳です。この調書が一旦できあがってしまうと、その後、法廷で「いや、実は自分はやっていない。あの調書は検察官に言われて嘘の調書にサインしてしまったんだ。本当は私は無実だ。」と。これはまさに今回の平沢さんと同じですよ。平沢貞通さんも被疑者の段階で、最初は否認していたものの、後から「やりました」という調書にサインをしてしまう。その後に「やっぱり自分は無実だ」ということを法廷で訴えた訳です。この時に、裁判官がどう判断したかということ、「いや、検察官の前で作られた調書は無理やり作られたものとは認められません。だから、この検察官の前で作られた調書を証拠として採用します」となる。そうすると何が起こるかということ、法廷で平沢さんの証拠として採用されたのは、検察官の目の前で「私がやりました」と自白をしたこの調書が一つ。一方で、法廷で「いや、私はやっていません」と言っている法廷での平沢さんの証言。この二つを裁判官は見ることになる訳ですよ。その時に、「この人は言い逃れのために私はやっていないと言っているが、検察官の前で自白しているなら、そっちの方が本当だろう。じゃあ、自白しているから有罪だ。」こういうような発想で有罪にされてしまう。これは検察官面前調書に非常に強力な力があるからなんですよ。検察官はそれが判っているからこそ、いかにして自分の取り調べの時に、目の前の被疑者から自白を取って、そして調書にサインさせるのか、というところを非常に頑張る訳ですけども、それがまさにこういった制度の裏付け。法律で特別な地位を与えられているからこそ、それを頑張ろうという動機が検察官にはある訳ですよ。

我々弁護士は非常にこの点についても問題意識を持っておりまして、なぜ検察官の前で自白

した調書だけ、強力な権限が認められるのか。検察官の前が認められるのだったら、弁護士の前でしゃべった調書も同じような力が認められて当然ではないか、と言うのですが、刑事訴訟法 321 条 2 項に、弁護人の目の前で作った調書も一応法廷で証拠にすることはできますが、検察官よりも一段弱いということがはっきりしています。

ですので、検察官は自分の作った調書は特別であるというつもりで仕事をしていますし、現に法律書もそういう地位が与えられていますので、非常に強硬あるいは苛烈な、熾烈な取調べをせざるを得なくなることが、調書に持たされた非常に強力な力から来ているのではないかと。それは今現在だけでなく 70 年前も同じような状況だったんだろうということができると思います。少し法学部の授業の様になってしまい恐縮なんですけど、自白が憲法や刑事訴訟法にどの様に規定されているかをお話したところですよ。

4. 平沢貞通さんの「自白」

(1) 自白に至った経緯

では今回の事件で平沢貞通さんがどのように自白をしてしまったのか、自白するに至ったのかということを確認しておきたいと思います。今回の事件では当初、平沢貞通さんは松井^{しげる}蔚という方の名刺をもとにして、「お前が名刺を持っていて、アリバイがないのであれば犯人なんじゃないか」と疑われたのがきっかけで逮捕されてしまった訳ですね。でも最初の頃、平沢さんは「いや、自分はそんな大それた事件には全然関わってない。自分には全く身に覚えがない」と否認していた訳です。それが実際に逮捕されてから一週間が経ち、一ヶ月が経つにつれて「実は自分がやりました」と自白をしていくようになります。

(2) 自白の内容

自白をするには至ったんですが、どうにも話の内容が、なんとなく認めるとは言っているがディテールを欠いている。その時私はここにいましたと言っているけど、実際は平沢さんがそこに行っていると話がおかしい。認めたものの、非常に曖昧だったり、話の辻褄が合わないような自白になったりしているわけですね。そういう状態で警察官や検察官は何をするかという、先程ご説明があったように誘導して、あるいは引っ張っていく訳ですね。「あの時はこう言っていたけど、本当はこういうことを言いたくないじゃないか」あるいは「良く思い出してごらん、こんな話だったんじゃないのか」と、どんどん誘導していっている感じですね。そうした形で当初作られた平沢貞通さんの自白は、捜査官の取り調べによってより詳細に具体的になっていって、最終的には色んな証拠と辻褄が合う形できれいな自白調書が出来上がる。これが実際

の取り調べの間でなされた自白の作られ方という経緯です。この取り調べの間に何十通か（調書が）あり、私も再審請求をするにあたってそれを読み直してみたんですけども、最初に作られた調書は非常にふわっとした、具体性を欠いたもの。後になると非常に論理明快で、論旨が一貫した供述調書になっていることが見て取れます。平沢さんの供述調書、自白調書についてだけで分厚い本が出ているくらいです。もし図書館などで見られたら、その変遷がお解りいただけるんじゃないかなと思います。今申し上げたところだと、逮捕直後平沢さんは否認をしている。しかし、取り調べをする手続きを受ける中で自白に転じていった。そして、それがどんどん詳細になっていきました。

(3) 自白に対する裁判所の評価

起訴された後はどうなったのかというと、裁判官に「今読まれた起訴状に間違いはないですか」と聞かれた時、平沢さんは取り調べの流れの中で一旦認めているので、最初は「私がやりました間違いありません」と言っている。それが、裁判が進むにつれて「いや、自分はやっぱりやっていない。それはこういう経緯で自分の真意ではない自白をさせられてしまったんだ。本当は無実なんだ」と、法廷の中で更に否認に転じたというのが実際の流れということになります。そうすると、裁判官としては「当初認めていなくて、後から自白をして、また違うと言っている。この人の言っていることをどこまで信用したらいいのか」ということを当然疑問に思う訳です。それが自白に対する裁判所の評価ということです。弁護人がここで問題にしたのは、先程刑事裁判における自白のルールとして申し上げた、一番重要な任意性があるかどうか。取り調べの中で嫌々書かされた調書ではないのか。無理になされた自白ではないのか。だから自白は信用できないんじゃないか。あるいは自白調書は証拠にできないんじゃないか。こういう議論をたてた訳ですね。ただ裁判所は「そう弁護人が言うけれども、実際に自白調書を見ても、例えば平沢さんに対して拷問がされたわけではないようだし、そういうようなことがあったともいえない。確かに取り調べは長時間におよんでいるが、これだけたくさんの方が亡くなった事件だから二ヶ月位の間、取り調べをしてもそんなにおかしなことではない。これ位では任意性がないだとか、自白が信用できないだとか、そういう話にはなりませんね。」ということで、結局平沢さんが自白をして罪を認めていた時の調書を証拠として採用してしまうということになります。この事件は、一審の裁判でも控訴審の裁判でも最高裁の裁判でも、被告人と弁護人は、取り調べの時に作られた自白、自白調書は信用できないんだ、これは本当ではないんだ、ということを繰り返し争い続けたのですが、上告審も三年半かけて検討した結果、やはりこれは問題のない自白だと認めて有罪にしてしまった。これがこの裁判の、一審から最高裁までの裁判における自白の評価ということになります。

5. 再審請求における「自白」の位置づけ

では再審請求における自白。今回我々が提起している第20次の再審請求で、自白を具体的にどう位置付けて、どう取り組んでいけばいいのか。そういうことについて、そろそろまとめとしてお話しさせていただきたいと思います。

今回の帝銀事件においては、先程から申し上げている通り、被告人が自白をした。この帝銀事件の中での一番中心的な毒物による殺人事件、これを被告人が認めている調書が実際に出来上がってしまっている。これを非常に大きな根拠として、被告に対して有罪判決を言渡しているんですね。その被告人の自白というのは目撃者がいて、名刺もある。毒物の点からも青酸カリだと考えれば、一応、被告人の自白を支えているものだと言える。これが先程の補強法則という話です。自白を柱にして、それを支えるものが諸々証拠としてあるから有罪にできると裁判所は判断している訳ですね。そうすると、我々がそういった証拠の構造を前提にすると、今回の再審請求の中ではやはりこの自白を証拠の中から取り除かないと裁判では勝てないだろうと考えています。自白は確かに裁判所に提出されている。しかしこの自白を裁判所の証拠としたのがそもそもおかしい。この自白自体が信用できないものだ、あるいは本来裁判所の証拠にはできないものだというをはっきりさせないと、この再審では勝つのは難しいと考えています。その点から新しい証拠を提出するのがこれからの関心ということになります。

被告人は長期間にわたる取り調べの時間が長かった。一日十時間とか、十二時間とか、もっと長い時間取り調べをされていた。あるいは取り調べの中で平沢さんに対して利益供与された疑いがあるとか。あるいは取り調べがあまりに酷くて、取り調べが始まってから二回平沢さんは自殺未遂をしていることとか。そういったことから、取り調べがあまりにも酷いものだったのではないのか。現にどういう取り調べをしたのか捜査官が後日談として話をしていますが、そういうことも含めると非常に酷いものだったのではないのか。裁判では色んな議論がされていますが、裁判所の中ではその議論が認められなかった。その理由は、今から新しい証拠を作って、今からもう一回検証して新しい議論をしていかないと再審請求は始まらないことになるんです。だから冒頭で申し上げた通り、今回の事件の自白をめぐる点としては、一つは心理学の観点から新しい証拠が提出できないか。心理学の観点からこの帝銀事件の証拠の柱になっている自白を取り除くことができるんじゃないか。こういう議論を弁護士、弁護団としては立てて、そして山本登志哉先生や浜田寿美男先生といった先生方にもご協力をいただいて、その点から供述を、自白を取り除くことができるのではないのか。こういう議論を組み立てているところです。実際にその中でどの様な議論をしていくかは、山本先生がその後お話ししていただく伺っていますし、浜田先生は次回の講演会でお話いただくということですので、是非その中

で詳細をお聞きいただけたらと思います。我々としては、現在の視点から見ると、やはり相当無理のある取り調べをしていたのではないかと、相当無理のある事件の作り方をしたのではないかと思っているところです。

6. おわりに

最後に、去年（2017年）、刑事訴訟法が改正されて取り調べが可視化されたというのは皆さんもお聞きになったと思います。取り調べの可視化とは何かというと、取り調べをしている最中の様子を録画しておいて、後から取り調べで不当なこと、あるいは酷いことがされていたかどうかを弁護人と被告人が検証できるようにする。場合によっては裁判官にそれを見せて、その時になされた取り調べが適当なものだったのか、あるいは酷いものでなかったかを後で検証できるようにする。こういう制度なんですね。現在、もし帝銀事件と同じような事件が起きたとしたら、ほぼ間違いなく、これは法律上当然可視化をしなくてはならない事件だということと警察の取り調べも逮捕から起訴される直前まで全部の取り調べが録画されるんじゃないか。そうすると、その中でどうやって被告人の自白がされていったのか。その自白がどの様に作り変えられていったのか。その中で警察や検察の働きかけが本当になかったのか。そういったことが今なら検証できたのに、と現在の弁護人としては非常に残念だと思っているところです。

こんなに大きな事件だったら、「やってもないことを認めることが本当にあるんだろうか」と思われるかもしれません。でも、最近ではカルロス・ゴーンさん（日産元会長）が逮捕されて、この点について人質司法ではないかとニュースでも言われているかと思えます。やはり、今の生活から切り離されたところに24時間閉じ込められる。それが一日や二日ではなくて、三日続いて、十日続いて、二十日続いて。平沢さんの場合は何ヶ月もその状態が続いていた、ということなんですよ。その中で毎日朝から晩まで「お前がやったんじゃないか、お前がやったっていう証拠はいっぱいあるんだぞ」ということを言われ続けると、いったい人はどんな気持ちになって、どの様に取調官と接することになるんだろうか。こういった点を心理学の点から明らかにしていただきたい。我々は、弁護人、弁護団は少なくともそういった中で、本人が意に沿わない形で、事実とは違う形で、こんな殺人事件の、要は誰が見ても有罪なら死刑になるであろう事件であっても、やってない事のはずなのに、やったと言ってしまう状況に飲み込まれたんじゃないか。そういったところが心理学の観点からおそらく分かってくるんじゃないかなと思っているところです。

帝銀事件というのは、繰り返しになりますが、今起こったとしたら平沢さんが有罪になったとは到底思えない事件だと私は思っています。だからこそ、現在の法律とあるいは憲法の視点

から見て、実際この事件が本当に正しくなされた裁判だったのか。真実が明らかになったとすれば、平沢さんが有罪だったのか無罪だったのか、この点がもう一度問われるべき価値がある事件だと確信しています。ですので、これからまた第20次の再審請求が長く続いていくことになると思いますので、皆さんもこれからも関心を持って支持していただけたらという風に思う次第です。私からは以上にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

質疑応答（司会 登戸研究所資料館館長 山田朗）

〔問1〕 どうもありがとうございました。先程の自白の補足の証明ですが、それは警察、検察がどのようなものを出してきたのでしょうか。警察にある手持ち証拠がどの位開示されているのでしょうか。

〔酒田〕 ご質問ありがとうございます。今、ご質問の中で証拠の開示という言葉を使っていたんですが、恐らく再審事件や他にも刑事裁判について、関心を持って見ていただいているんだと、その言葉から私は感じた次第です。みなさんご存知ない方もいらっしゃるかもしれないですが、これまでこの帝銀事件や再審請求の中では証拠の開示というのが非常に大きな問題の一つになっているんです。それは何故かという、検察官は被告人を起訴する時に、例えば手持ちの証拠が100個あるとしても、そのうち10個しか使わずにすることができるわけです。理屈では10個の証拠だけで被告人を有罪に出来るんだったら、残りの90個の情報については隠しておいてもいい訳ですよ、法律のルールとしては。実際にそれは出さなければいけない義務もない。「これは使わないから検察庁に段ボールに入れてしまっておきます。他の人には一切見せません」と言っても、これは別に法律上許されていることなんですよ。しかし、本当は100個証拠があるのに、このうちの10個しか使わないとなると、残りの90個を使えば全然違う事件の描き方が出来る。あるいは被告人にとってそこに有利な材料が隠れているかもしれないのに、それを出さないのはおかしいじゃないか。それを出して検証し直せば、被告人の無罪が明らかになる可能性があるじゃないか。だから「この再審の裁判の中でそうした隠されている証拠を明らかにしてください」ということが、帝銀事件じゃない他の裁判の中でもいつも議論されている。現にそういう形で証拠がたくさん開示された結果、冤罪が発覚して無罪になった再審事件が非常にたくさんあります。

そうなんですけれども、今回の帝銀事件に関してだけ言うと、証拠の開示が問題にならない数少ない例だと私は考えています。それはどうしてかという、事件が起こったのが1948年です。現行の刑事訴訟法が施行される前、新しい刑事訴訟法に替わる前の

刑事訴訟法で行われた刑事裁判だと言われています。当時と今の裁判で何が違うかという、当時、検察官は自分の手持ちの証拠を全部裁判所に対して開示して提出することになっていたと言われています。だから帝銀事件の場合は、当時検察官が持っていた手持ちの証拠はすべて裁判所に送られていて、裁判所に提出されている以上は、全部我々にも一応見られるという状況になっている訳ですね。ですので、一応我々も検察庁から当時の裁判所に送られた書類は、非常に古い書類ですけども、一応全部手元で見ることにはできている状態ですので、証拠の開示という点からいうと、帝銀事件に関しては一応全部見られます、というお答えになるんじゃないかなと思います。ですので、どんな証拠があるのかとか、もちろん皆さんにも知っていただいて色々検討して頂けたらと思うところではあります。一応証拠は開示されていますということになります。

もう一つ、補強法則の話ですけども、実際に平沢貞通さんが自白をしたとして、それがどういう証拠で支えられているのか。こういうことをお聞きいただいたかと思えます。確かに、もし本当は平沢さんが無実で、実際に真実ではないのに「私がやりました」という自白をしたとすると、それを支える証拠はいかにも出てこなさそうな気がすると思うんですね。ただ、この補強法則というのは非常にいやらしくて、自白の内容について隅から隅まで自白以外の他の証拠で補強しなきゃいけないんだよ、ということにはなってないんです。具体的にいうと、今回「私がやりました」と平沢さんは言っている訳ですが、当時銀行にいた人で「この人は厚生省の役人として銀行に来た人と同じ人だと思います」と法廷で証言した人が何人かいる訳です。この証言自体、非常に疑わしい証言ではあるんですが、複数人「多分この人だと思います」と言っているんです。法律の理屈ではこういった証言が一つでもあれば自白が補強されていることになるので、これだけで有罪にできてしまう。そう考えたら、補強法則なんてあって無いようなものじゃないのか、と私は思うんですけども。実際、刑事裁判でそうされているのは事実ですし、この帝銀事件も12人亡くなっているんですが、何人かは一命を取り留めた方々もいらっしゃいます。その人たちの証言の中で「この人が犯人だと思う」という、こう言うと被害者の方には申し訳ないかもしれないんですが、やはり本来顔を覚えていないのに、警察や検察官が目撃者に対しても誘導した形跡がたくさんありますので、そういった形でなされた証言と重ね合されていくことで自白が補強されていることになっている。一つ、そういう面での補強もあります。一応、証拠としてはいくつもあるんですが大きなところとしてはそういうところがあります。以上、そういうことになります。

〔山田〕 ありがとうございます。よろしいですか。他にご質問ございませんでしょうか。今、(酒田)先生から目撃者というのでしょうか、帝銀事件では16人の人が毒を飲まされて、12人亡くなっているんですが、4人命を取り留めた人がいます。ですから、犯人と割

と近い所で目撃している人がいるんですね。それから、未遂事件が二件ありまして、帝銀事件と似たような事件がこの前にあり、そこでの目撃者もいる訳です。ところが、この面通しが何回も行われるんですね。何回も何回もやっているうちに、印象が段々変わってきてしまう。「この人が犯人じゃないですか」と何度も面通しさせられると、何となくそんな感じがしてくるといふ風に人間の心理というのは変わっていくものなんですよね。つまり、最初の印象ってすごく大事だと思うんですけど、最初から「この人は犯人に違いない」と言っている人はいないんですね。むしろ「違う」とはっきり言っている人はいるんですけれども。しかし、何度も繰り返し面通しさせているうちに印象が変わって行ってしまいます。当時の姿までさせて、それで改めて面通しさせる。そういうやり方は人間の心を誘導していくやり方だったんじゃないかと思います。

〔酒田〕 今、山田先生からかなり重要なご指摘をいただいたので、ついでに。目撃証言の話は控えておこうかと思ったんですが、現在は「この人が本当に犯人で間違いないか」ということを検証する時、「犯人は50代位の男性のようだ」ということであれば50代の男性の写真を撮ってきて、30枚位ズラッと並べて見せて「あなたが見た人はこの中にいますか。ひょっとするといないかもしれませんから、いなかったらいいと言ってください。その上で30枚の写真を見てください」こういう形でやるんです。そうすると誰が犯人かと聞かされない状態で、犯人の記憶と結びつけながら一人一人検討する。こういう手続をされるはずなんです。それがこの帝銀事件では、70年前は一切そういった段取りがされず、いきなり取調室で警察官から厳しく追及される人を窓越しに見せられて、「あなたが見た人はこの人じゃないのか」といふ風に言われる。全員がそういう形で誘導を受けて証言させられている状態です。最初から「こいつが犯人だ」あるいは「犯人だと言えよ」という前提で証言させられている状態ですので、そのプロセスは今の水準からすれば問題としか言いようがないなと感じています。

〔山田〕 どうもありがとうございました。それでは酒田先生の講演はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔追記〕

本稿は、2018年12月1日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

参考資料（酒田芳人氏作成・提供）※講演会当日配布資料をもとに作成

「平沢貞通さんの自白をめぐる諸問題について」（2018年12月1日）

酒田芳人（弁護士，帝銀事件再審請求弁護団）

1 帝銀事件の概要

- 1948年（昭和23年）1月26日 帝国銀行椎名町支店において，毒物殺人事件発生。
- 1948年（昭和23年）8月21日 北海道小樽市で平沢貞通さんが逮捕。
- 1950年（昭和25年）7月24日 東京地裁において一審判決（死刑）。
- 1951年（昭和26年）9月29日 東京高裁において控訴棄却判決。
- 1955年（昭和30年）4月7日 最高裁において上告棄却判決。
- 1955年（昭和30年）5月7日 死刑確定。

2 帝銀事件再審請求の概要

- （1）20回目の再審請求
- （2）第20次再審請求における争点

3 憲法と刑事訴訟法における「自白」の位置付け

- （1）自白の強要が禁止されていること（参照条文①）
- （2）自白の要件として任意性が要求されていること（参照条文②，④）
- （3）自白を証拠とする場合には補強法則が採用されていること（参照条文③，⑤）
- （4）検察官面前調書が特別な地位を与えられていること（参照条文⑥）

4 平沢貞通さんの「自白」

- （1）自白に至った経緯
- （2）自白の内容
- （3）自白に対する裁判所の評価

5 再審請求における「自白」の位置付け

6 おわりに

<参照条文>

①憲法 38 条 1 項

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

②憲法 38 条 2 項

強制、拷問若しくは強迫による自白又は不当に長く拘留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③憲法 38 条 3 項

何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

④刑事訴訟法第 319 条第 1 項

強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く拘留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

⑤刑事訴訟法第 319 条第 2 項

被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪にされない。

⑥刑事訴訟法第 322 条

被告人が作成した供述調書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

以上

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録
特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」

高校生の見た最晩年の平沢貞通老⁽¹⁾
——宮城刑務所での面会に通う——

細川 次郎
帝銀事件再審をめざす会

はじめに

こんにちは。細川次郎と申します。私は中学2年＝13歳の時に平沢貞通さんに初めてお手紙を差し上げました。中学を卒業した直後、宮城刑務所に初めて面会に行きまして、平沢貞通さんが亡くなるまでの約8年間、平沢さんの様子を見続けていました。そういう関係でございます。貞通さんは既に亡くなりましたけれども、平沢貞通さんを直接に知る、最も若い世代の者が私ということになります。本日の講演会のテーマは「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」ということになっておりますので、獄中39年の内、最後の8年間について、私の目から見た貞通さんの様子をお伝えできるかと思えます。本日、こうした機会をお与えいただきました、明治大学平和教育登戸研究所資料館の方々には厚く御礼を申し上げます。それでは、お手元にレジュメ（本誌92頁～）を配布させていただいておりますので、そちらをご覧くださいながら聞いていただければと思います。

1. 平沢貞通さんとの出会い

まずレジュメ1頁目（本誌92頁）をご覧ください。私が平沢貞通さんと出会ったきっかけとなりましたのは、平沢貞通さんの獄中画・資料展でした。その展覧会を主催したのが、宇都宮の洋品店主だった石井敏夫さんという方でした。石井さんは1954（昭和29）年、大学生だった時に獄中の平沢さんに手紙を送ったことをきっかけにして、33年間、文通と面会を続け、最も長く、そして、最も親しく平沢貞通さんと交流した人でした。文字通り、平沢貞通さんを

物心ともに支え続けた人です。まあ、初めは大学生でしたから、乏しいお小遣いの中からチーズなどを差し入れるという様なことをしていたようでしたけれども。お父さんの経営していた洋品店主を継いだ後、工夫に工夫を重ねて、商人としては非常に大きな成功を収めて、貞通さんに日用品やら、画材やらを差し入れ続け、本当に物心両面で貞通さんを支え続けた支援者でした。多い時には月30万円の画材を差し入れたそうです。そして、貞通さんが一時期、1974（昭和49）年に東北大学付属病院に入院した時期がありました。ご本人は入院していますから、絵を描くことは出来ませんのでね、その間、画材の注文が石井さんのところに来ない。その時、石井さんは寂しかった、と言っていましたね。まあ、貞通さんが獄中で一生懸命になって絵を描き続けている。それが石井さんにとっても生き甲斐だったんだらうと思います。

私が13歳＝中学2年生であった1979（昭和54）年1月27日（土）と28日（日）に、東京神田の「あかつき画廊」で石井敏夫さんが主催した「平沢貞通獄中画・資料展」を新聞で知って、足を運びました。中学2年の夏から秋にかけて松本清張さんの『小説帝銀事件』、そして、『日本の黒い霧』の中に入っている「帝銀事件の謎」というものを読んで帝銀事件のことや平沢貞通さんのことを知っておりましたので、新聞を見て足を運んだ訳です。そして、この展覧会を見て、宮城刑務所の平沢貞通さんにお手紙を出した。それが貞通さんとお付き合いの始まりでした。

1979（昭和54）年2月18日（日）、平沢貞通さんの満87歳＝数え年で88歳のお誕生日です。その時に石井さんが横浜で開いた展覧会に足を運び、私は石井敏夫さんと初めて会場でお目にかかりました。そしてもうひと方、尾崎隆一さん。現在、平沢貞通さんを直接に知る2番目に若い方に当たります。この方ともこの日お会いしたということになります。そしてこの頃、平沢貞通さんはかなり高齢。まあ、満87歳ですから。「何とかして、畳の上で死なせてあげて欲しい。獄中で死なせないで欲しい」——そう思った石井さんは国会に、時の法務大臣＝古井喜美^{ふるいよし}さんを訪ねました。そして、「獄死させないでください」と、一洋品店主の石井さんが一生懸命になって古井法務大臣に訴えました。古井さんは高い政治理念を持って有権者からの支持を集める、非常に人格的にも立派な政治家であったという風に聞いております。

そして更に石井さんは日本全国のあちこちで貞通さんの展覧会を開催しておりましたので、横浜展に続いて、1979（昭和54）年6月10日（日）、小田原の「御用所画廊^{ごようしょ}」という所でまた石井さんが展覧会を開いたので、足を運びました。そして、折りに触れて貞通さんにお手紙を差し上げておりましたけれども、同年9月25日（火）、初めて獄中の平沢貞通さんからお返事が届きました。富士山の絵を直筆で描いたお葉書です。その葉書の後ろの方で「『貞通に人殺や窃盗をすることの出来るような歪^{ママ}つた教育はしておりませぬことを命をもって証明いたします』と命をもって証明して下さった父の墓詣の出来る日の一日も早く来てくれるよう誓願しております」と、無実を訴える文言を書いております。こうした直筆の絵葉書をこの頃だい

たい月に一度、貞通さんは私に送ってくれました。

そして私が中学校を卒業した直後ですね、高校入学式よりも前。1980（昭和55）年3月31日（月）、宮城刑務所で初めて平沢貞通さんに面会をいたしました。満88歳の平沢貞通老と満15歳の私です。高校で着るはずの詰襟学生服を着て面会に行きました。貞通さんは、歯は前歯が一本もなく、体も縮んで、本当にこんなおじいさんになっちゃったのかと、ちょっとびっくりするような、そんな印象を受けました。この後、足繁く刑務所に通って平沢貞通さんと面会を続けていくことになります。第2回目の面会は同じ年の7月14日（月）ですね。この時一緒だったのは先程お話しした洋品店主の石井敏夫さん。そして大津健一さんという方なのですが、1954（昭和29）年にカービン銃ギャング事件という事件を起こした主犯です。一審で死刑、二審で無期懲役、そして、この時、仮釈放で社会に出て来ている状態。そして、大津さんの前科の事を知りながらあえて大津さんを雇ってくれた社長のもとで、大津さんは発奮して働いていました。平沢貞通さんとは1954（昭和29）年から1962（昭和37）年の8年間、隣の房で過ごしていた。まあ、東京拘置所にいた平沢さんのことを非常によく知っている人物でした。ただし、この日、大津さんは平沢さんとの面会は許されませんでした。また、後ほど所々大津さんの話が出てきますけれども、獄中での貞通さんの様子、それをこの大津さんが私にも話してくれました。

仙台拘置支所の門の左側に小さい戸がありまして、ここから面会するために中に入る訳です。受付で手続きをして面会待合室で待っていると「細川さん、三号面会室にどうぞ」というアナウンスが入る。面会待合室からこの小さな戸を通して中に入って、先に行くとも面会の建物がございました。いつも三号面会室で貞通さんと面会をしておりました。

2. 帝銀事件と平沢貞通さん

私が高校1年生、事件から32年目の1980（昭和55）年7月24日（木）に事件の現場を訪れました。帝国銀行権名町支店があった建物は不動産屋さんになっておりました。そして向かい側が長崎神社です。毒を飲んだ方が外へ飛び出して、この辺りが大騒ぎになったと聞いております。

そしてレジュメ2頁目（本誌93頁）。1980（昭和55）年7月25日（金）、私は竹内理一^{りいち}さん・正子さんご夫妻のご自宅に伺いました。旦那さんの竹内理一さんは帝銀事件当時の読売新聞の記者です。そして竹内（旧姓・村田）正子さんは帝銀事件の生存者の一人です。映画の「帝銀事件 死刑囚」にはお二人のラブ・ロマンスが描かれているんですけど、本当に仲の良いご夫婦でした。高校生の私が訪ねて行った時に、非常に丁寧に三時間にわたって帝銀事件のお話

を聞かせてくださいました。ご夫婦ともども人柄がよく、誠実なご夫婦でした。そして、竹内正子さんは帝銀事件の生存者ですけれども、終始一貫して「平沢は犯人ではない」と証言し続けた人です。レジュメにもこの後、折りに触れて竹内さんが「違う」と言っているコメントを載せております。私の前でもはっきりと「違う」とおっしゃっていました。まず、あの時の犯人よりも平沢の方が年を取っている。あの時の犯人はもっと若かった。犯人は44, 5歳から50歳位の間じゃないかな、と私にお話くださいました。平沢貞通さんは事件当時57歳です。ですから、年齢的にかなり開きがあるということは言えると思います。でも平沢貞通さんという方は顔が非常に整っている方でしたので若く見えることはあると思います。大津健一さんも「平沢さんは若く見えたよ」と言っています。必ずしも年齢が違うから即「違う」とは言えないかもしれませんが、犯人を見、平沢貞通さんを見たこの竹内正子さんが「年齢が違う。平沢の方が年を取っている。」そういう風におっしゃっている。年齢という相違点を上げているのは、やはり大きいという風に思います。それから犯人は帝国銀行椎名町支店で自ら「薬をこうやって飲みなさい」と言って飲んで見せているんです。ですから帝銀の人たちは皆犯人の口元に注目していた。竹内正子さんも口元が一番印象に残っている。鼻から下の辺りですね。そして「平沢を見た時に、一番印象に残っていた口元が違うと思った」と、はっきりと私にもおっしゃいました。「平沢はほお(ほほ)ほね頬骨が出てるでしょう。でも、あの時の犯人は卵形の普通の丸い口元だった。だから頬骨が出ている平沢は、印象が違う」という風にはっきりとおっしゃいました。年齢が違う。頬骨の形が違う。そして初めて平沢さんを見た時に、「あ、この人が犯人だ」とは思えなかったというんですね。この度の第二十次再審請求で鑑定書を出して下さっている心理学者の先生からお伺いしたんですけれども、一度でも会ったことがある人なら、後になってもう一度見た時に「あ、この人です！」という風に分かっちゃう——そうおっしゃっていました。我々の日常経験でも、会ったことがある人に、しばらくした後で「あ、この人は会ったことある」——そういう印象を持つというのは、確かにうなずけると思うんです。ですから、もし帝銀に現れた犯人が平沢さんであるのならば、竹内さんが平沢さんを見た時に、「あ、この人です」という風に思えたんじゃないのか。ところが、「平沢を見た時に、『あ、この人が犯人だ』とは思えなかった。ピンと来るものがなかった。だから平沢は犯人じゃない」と竹内さんはお話されていました。「容疑者をたくさん見た中では、平沢が一番犯人に似ている。けれども、やっぱりそういうところがね(=年齢や頬骨の形)、違うから、私には平沢が犯人だとは思えなかった」ということでした。

そして私は、「最高裁で平沢貞通さんの死刑が確定した時はどうお思いになったんですか」と質問をしたんですね。そうしたら、レジュメ2頁目(本誌93頁)に書いてある通り、「やっぱり、私は犯人ではないと思っていましたからね。でも、あの頃だったら、本当の犯人が出て来る可能性はあったでしょう」とおっしゃいました。1948(昭和23)年に事件が発生し、最

高裁での死刑確定は7年後の1955（昭和30）年ですから。犯人が仮に事件当時に50歳位だとしても、57歳。生存していた可能性は充分あったと思います。だから「新聞記者をしていた竹内理一さんが調べている軍関係からでも、本当の犯人が出て来るんじゃないかなと思ったんですよ。」と私にお話されました。つまり、竹内正子さんから言わせると、あくまで帝銀の犯人は他にいるということですよ。そして、私が竹内理一さん・正子さんご夫妻をお訪ねした1980（昭和55）年ごろは、平沢貞通さんが恩赦になるのではないかと期待されていました。法務省の恩赦課長が竹内さんのお宅を訪ねて、被害者感情の調査をされたという話もしてくださいました。その時に竹内正子さんがお答えになったという内容が、レジュメ2頁目（本誌93頁）に書いてあります。「私は今でも犯人ではなかったと思っていますから。平沢も高齢でしょうから、恩赦は結構なことだと思います」——こうお答えになったと、高校生の私に話をしてくださいました。さらに第18次再審請求に竹内正子さんがTBSの記者に宛てた手紙も提出されていました。「あの時の犯人は平沢よりも大分若く、医者らしい落ち着いた、そうした雰囲気を持った人でした。平沢には、そういうところは無いように思います」ということです。帝銀事件の目撃者の多くの方は、犯人はお医者さん、そういう様な印象を持っていた。けれども平沢貞通さんにはそういうところはなかった。そういう風に竹内さんも指摘なさっています。そして、「犯人は本当にお医者さんだったんじゃないかしら」とも、竹内正子さんは私の前でおっしゃっていました。

レジュメ2頁目をご覧ください。高校1年の1980（昭和55）年の夏休みの8月25日（月）に、3回目の面会。それから、9月23日（火）に、帝銀事件当時に警視庁の鑑識課長だった野老^{ところ}山幸風^{やまさちかぜ}さんを、入院先の病院にお訪ねしてお話を伺ったりしました。さらに、10月1日（水）に、4回目の面会に行きました。仙台駅前赤い羽根の募金をやっていました。募金を入れて赤い羽根を胸につけていました。面会室に入ります。画家だ、ってということもあるのかもしれませんが。赤い羽根にぱっと気が付いて「赤い羽根はどうしたの?」。そういう風に貞通さんは開口一番に言ったのを覚えております。その後も折りに触れて面会を続けていました。

そして、高校1年の終わりの頃、1981（昭和56）年1月、平沢貞通さんを逮捕した名刺捜査班長であった居木井為五郎^{いきいためごろう}さんのご自宅に電話をして、為五郎さん本人とお話をいたしました。帝銀事件のお話を聞かせてくれました。この頃、貞通さんの恩赦が大きな問題になっておりましたので、報道機関の人から取材の申し入れがたくさんあったらしいんですね。でもやはり、つつましい元警察官としては「担当した事件については話せない」と全部お断りしていた。ところが私が「高校生なのですけれど、帝銀事件のお話をお聞きしたい」とお電話したら、「ある程度なら……」ということで、かなり長くお話を聞かせてくださいました。陸軍登戸研究所の伴繁雄さんが高校生の質問に対しては心を開いて色々な真実を話してくれたということが、こちらの平和教育登戸研究所資料館で展示されているようですが、居木井さんにもそんな所が

あったのかなと思います。ただ、居木井さんは平沢貞通さんが犯人であると確信していました。自信満々でした。居木井さんからすれば多分そうなんだろうと、私はしみじみと実感した次第です⁽²⁾。

3. 平沢貞通さんとの交流

その後、1981（昭和56）年4月に高校2年生になって以降も平沢貞通さんと面会を続けて、時には大きな、大きな絵を貞通さんから贈られることがありました。狩勝峠の風景を描いた、こんな大きい絵です。これを、もう満89歳になったおじいちゃんが描いて私に託してくれたんです。それを裏打ちして額に入れて。まあ、そんなことを続けていって、1981（昭和56）年7月22日（火）、第8回目の面会です。私、東京に住んでいましたから、東京から東北本線で仙台に面会に行きます。石井さんは宇都宮で洋品店主をやっていたから、面会の帰りに宇都宮で途中下車していつも寄っていたんですね。それで、お寿司なんかをご馳走になる。これがもう、日常パターンということです。この日、託された大作1枚と色紙2枚、それを持って石井さんのお店に行って、その色紙を持ちながら石井さんと一緒に写真を撮ったりしていました。まあ、こんな風に貞通さんと高校生の私が交流を続けていた訳です。その後も面会を続けたりもしていきまされたけれども、高校2年の頃、毎日の様に貞通さんに絵葉書を出していました。多い時には一日5通出したこともありました。ですから、この頃、本当に貞通さんと共に過ごしていた日々。まあ、そんな様な思い出があります。

4. 平沢貞通さん死去

レジュメ3頁目（本誌94頁）をご覧ください。1985（昭和60）年4月、貞通さんは仙台の宮城刑務所から東京の八王子医療刑務所に移送されました。そして、この時から残念ながら私は文通・面会を許されなくなってしまいました。一生懸命、「石井さんが面会している後ろに立っているだけでも、話はできなくてもいいから、顔を見せるだけでも許してくれませんか」と、色々申し入れてみたんですけれども、結局ダメでした。そして1987（昭和62）年2月、貞通さんは八王子医療刑務所で重態に陥ります。このままだと獄中で死んでしまう。そう思った石井さんと私は、帝銀事件の生存者4名、そして、亡くなった方々のご遺族にお手紙を送って、「貞通さんの釈放への同意書をください」とお願いするということをいたしました。そうしたところ、竹内正子さんはすぐに同意書に署名をして送り返してきてくれました。そして、残り3名

の生存者の方。T氏は銀行からある予備校に出向になっていて、その職場を訪ねて、石井さんと私でお願いしました。そして同じ日に、女性の生存者であったAさんにもご自宅を訪ねてお願いしました。ただし、裁判沙汰になっている問題に対して、自分の意思をはっきりと示す。そういったことは避けたいという気持ちが働くんでしょうかね。ちょっと及び腰、関わりたくないという様な様子でした。そして、支店長代理であった男性のY氏。この方にお手紙を差し上げたけれどお返事がないので、石井さんと二人でご自宅を訪ねました。インターホンを押して、ご家族の方が「本人はもう高齢でそれどころではないんだよね」とお答えになった。結局、Y支店長代理ご本人とは言葉を交わすことができませんでした。そうした中で古井喜実・元法務大臣——先程、石井敏夫さんが直訴したとお話した法務大臣です。この時はもう大臣ではなくなっていましたけど——その元法務大臣にも「賛同書に署名をください」とお手紙を出してお願いしたら、私の自宅の方に直接古井さんご本人からお電話いただきまして、「立場上、署名をすることはできないが……」とおっしゃりつつも、とても丁寧な言葉遣いで激励の言葉を直々にくださるといふ非常にうれしい出来事もありました。

そして、1987（昭和62）年4月5日（日）、平沢貞通さんは危篤に陥ります。その日、私も急いで八王子医療刑務所に駆けつけました。それも夜だったんですね。八王子の駅から外れたところに刑務所があるので、夜なので正門前は暗いだろうと思って懐中電灯を持っていったんですね。ところがですね、正門に近づくと、正門前が明るいですね。なんだろうと思って行ったら、ものすごい数の報道陣。煌々とライトをつけて、そんな明るさだったですね。小宮山重四郎さんという衆議院議員（＝平沢貞通救済国会議員連盟の会長）、遠藤誠主任弁護士、平沢貞通さんの養子の平沢武彦さん、三つ松要さん（＝「救う会」の事務局長代行）……こうした方々を、ものすごい数の報道陣が取り囲んでいるなかでの記者会見が行われていました。そして石井敏夫さんも駆けつけて来ました。この日は近くのビジネスホテルに宿泊しました。遠藤弁護士が「刑務所がホテルを準備してくれました」って言ったら、どうって報道陣が笑ったのを覚えています。そして翌朝、八王子医療刑務所に遠藤弁護士、平沢武彦さん、三つ松要さん、そして石井敏夫さんの4人と私で面会に向かいました。

平沢さんが危篤に陥ったのが4月5日（日）なんですね。そして亡くなるのが5月10日（日）。つまり一ヶ月以上生き続けたんですね。平沢さんが危篤に陥った翌日の4月6日（月）に、私は面会できなかつたんですけど、中に一緒に入った時に、氷見さんという医療部長が白衣を着て我々の前に出てきました。危篤になってもなお生き続けている平沢さんの生命力について「超人的である」と我々の前で語っていました。それについてのお話がレジュメ4頁目（本誌95頁）に書いてあります。東京拘置所の看守であった牟田口裕之さんの話です。このことを話すと、私はいつも涙が出て声が詰まっちゃうんです。声が詰まっちゃったらごめんなさいね。牟田口さんが東京拘置所で平沢さんと一緒にいた時のことを、平沢さんの一周忌で語ってくださった

んですね。「平沢さんが私にこう話したことがある。『自分が帝銀事件の犯人の汚名を着せられて死刑にされること自体は、交通事故で毎年一万人以上の方が命を落としていることを考えれば、まだ諦めがつく。けれども、俺の子や孫が、帝銀事件の平沢の子だ！孫だ！と言われて、世間から痛めつけられていることを思うと、俺は死んでも死にきれない。何としても再審で無罪を勝ち取らなきゃならないんだ』」。そう平沢さんが牟田口さんに話したっていうんですね。牟田口さんは言っていました。「それを聞いた時、私は涙が出そうになりました」と。まさに平沢さんは危篤に陥った時、1987（昭和62）年4月5日（日）の夜から、亡くなる5月10日（日）までの一ヶ月以上、「無実の罪を再審で晴らすまで死んでも死にきれない」——そんな思いで生きていたのではないかと、そんな風に思います。

この日、一緒に面会に行った遠藤誠弁護士は2002（平成14）年にご逝去。平沢貞通さんの養子の武彦さんは、2013（平成25）年に残念ながら孤独死しました。そして、三ツ松要さん（＝「救う会」事務局長代行）は、武彦さんとほぼ同じころにお亡くなりになったと伝え聞きました。さらに、石井敏夫さんも2年8ヶ月前の2016（平成28）年4月8日に亡くなりました。貞通さんが危篤に陥った「あの日」、取るものも取り敢えず駆けつけて、翌朝一緒に面会に向かった人たち。私のほかに四人いらっしゃいましたけれども、四人ともすでに亡くなり、私は平沢貞通さんが危篤に陥った「あの日」を語れるたった一人の生き証人になってしまいました。

あの日、石井さんが面会に行った時に、「おじちゃん、宇都宮の石井が来たよ」って石井さんが語りかけたら、貞通さんが目を開けたっていうんですね。もちろん目玉が見えるほど目を開けるほどではないでしょうけども。目を開けて上半身がこうやって動いたって。「ああ、通じたんだなあって思ったよ」と、石井さんが毎日新聞の記者の取材に答えながら話していたのを今でも覚えています。

そして1987（昭和62）年5月10日（日）朝8時45分、八王子医療刑務所で平沢さんは亡くなりました。その時、私はNHKのラジオをかけたんですね。そこで帝銀事件生存者の竹内正子さんのコメントが放送されておりました。「今では昔のことになってしまったが、銀行に現れた犯人と平沢死刑囚が別人であったということは今でも確信している。再審請求は認められませんでした。せめて生きているうちに釈放させてあげたかったです」。帝銀で毒を飲まれた生存者



第1図 平沢貞通（1987年5月10日撮影，細川次郎氏提供）

の一人である竹内正子さんが、平沢さんが亡くなったその時にも、こうしたコメントを公にしてくれました。

その日、荻窪のマンションで平沢貞通さんの遺体と対面いたしました。顔を見たときに「あ、あのおじいちゃんだ」って思いました。仙台の宮城刑務所の三号面会室で、生きている時のお顔を何度も何度も見て、話をしましたから。八王子で会えなかった期間、ブランクがあった訳ですが、貞通さんの亡骸のお顔を見て「あ、あのおじいちゃんだな」と、なんだかちょっと安心するような気持ちになりました。

先程、「平沢は、頬骨の形が犯人と違う」と竹内正子さんがおっしゃっていたとお話いたしました。竹内正子さんによれば、犯人の顔の形は丸い卵型だったというんですね。ところが、平沢貞通さんの遺体の顔写真をご覧になっていただければ判る通り（第1図）貞通さんの左右の頬骨は明らかに飛び出している。明らかに顔の形が違う。だから、1948（昭和23）年1月26日に帝国銀行椎名町支店に現れて、竹内正子さんによって目撃された犯人とは、明らかに別人。平沢貞通さんは自らの亡骸を以て無実を示していると言えるのではないのでしょうか⁽³⁾。

レジュメ5頁目（本誌96頁）に入ります。平沢貞通さんが亡くなった翌日である1987（昭和62）年5月11日（月）の夜、中野の宝仙寺で仮通夜が行われました。この時、私は札幌の鈴木貞司^{さだし}弁護士と初めてお会いしました。鈴木さんは、平沢貞通さんと最も古くから交流した支援者です。そして、昭和20年代の平沢貞通さんを知る唯一の生き証人です。現在は、札幌の老人ホームに入居なさっていて、2年ほど前に会いに行き参りましたが、今は「好々爺」という感じで、ユーモアのある楽しいお爺ちゃんという感じでした。

さらに翌日である5月12日（火）昼には、同じ宝仙寺で本通夜が行われて、貞通さんのご遺体は火葬に付されました。そして、貞通さんの亡くなった日から丸二週間後、青山葬儀所で告別式がおこなわれました。遠藤誠弁護士は弔辞の中で「生きているうちに刑務所の外に出してあげられなかった我々の非力をお詫びします」と述べていました。そして、歴史学者の家永三郎さんから寄せられた次のようなコメントも読み上げられていました——「事件の生存者である竹内正子さんが終始一貫して『平沢氏は犯人ではない』と証言し続けていること。そして、捜査員の一人である成智英雄・元警視が公然と『平沢氏は犯人ではない』と主張していること。この二点だけをもってしても、この裁判に疑問ありとするには充分でありましょう」。本当にそうだなと、私もこのコメントを聞いて思いました。

そして、その年の夏休み、小樽のお墓に初めてお墓参りに行きました。平沢さんの実の妹さんのご案内で、お墓参りをしました。きれいな、かわいい、上品なおばあさんでした。平沢家というのは目鼻立ちが整っている家系ようです。このおばあちゃんなんか、可憐な少女という印象さえある、明るい素敵なおばあさんでした。このおばあちゃんも2002（平成14）年に亡くなりました。そして、1989（平成元）年には、2回目のお墓参りに行きました。

5. 平沢貞通さんの人となり

それでは最後に、平沢貞通老の「人となり」というものを少しお伝えしたいと思います。私が直接会った時はもう満88歳。前歯は一本も無く、言葉はとても聞きづらい。会話はちょっとしづらい様な状態ではありました。高齢のため、体はすごく縮んで小さくはなっていました。髭は少し生えていましたけど、ほんのちょっとでした。ちょっとみすぼらしい感じでした。髪の毛は真っ白。ただし、獄中であまり太陽に当たっていないはずなのに（肌の）色は黒かったです。独特のダミ声で、田中角栄さんとか田中真紀子さんのお声にちょっと似ている。そんなお声で話す人でした。いつも和服を着て面会室に現れました。話をしているユーモアのある、そんなおじいちゃんでした。レジュメ6頁目（本誌97頁）をご覧ください。高校生の私が面会室に入っていくと、それまで座っていた貞通さんが立ち上がって、片手をあげて「やあ、こんにちは」と、こんな風に挨拶することも多々ありました。面会室に来る時とか、房に戻る時は自分の足で歩いて行くことが当時は出来ていました。八王子に行ってから車椅子だったと伺っています。「お元気ですか？」という、「この通り元気ですよ」と言って、面会室の仕切りボードの手前の台をドンドン！と叩いてみせる。それがいつものパフォーマンスでした。色々お話をしたんですけど、ちょっと「あれあれ」と思うところもありました。コルサコフ症候群⁽⁴⁾の後遺症のせいでしょうかね。明らかな嘘を真顔でいうことがありました。平沢さんがシャバにいた時、小樽の自分の家の隣にお相撲さんの北の湖が住んでいたと、私が面会している時に言ったことがありました。それでギーコ、ギーコってノコギリで木を切っている音が聞こえてきたという話を私にするんです。平沢さんがシャバにいた時、まだ北の湖は生まれていないですからね。言っているそばからありえない話をご本人は真顔で話す。そういうことがありました。コルサコフ症候群の症状にそういう症状があるという風に聞いていますので、あるいはそれが残っていたのかもしれませんが。天津健一さん（＝先ほどお話したカービン銃ギャング事件の主犯です）は、8年間平沢貞通さんと同じ東京拘置所にいた時、随分だまされたらしいですよ。だから私の前で、天津さんは「あのジジイ、本当に騙すからな」って怒っていましたね。一回天津さんのところに平沢貞通さんが「真犯人が見つかったので、私ここ東京拘置所を出ることになりました」って言ってきたというんですね。天津さんは信じちゃって「本当ですか。平沢さん、よかったですね」って言ったら、一週間経っても二週間経っても出る気配が無い。まるっきり嘘だったんですね。その様なことがしょっちゅうあり、同じ東京拘置所にいた三鷹事件の竹内景助被告人とは犬猿の仲だったそうです。平沢さんが嘘ばかり言うから竹内さんが怒っちゃったんだそうです。

私の記憶に残る宮城刑務所の刑務官の方々の話です。青木さんはいつも面会を担当してくだ

さった、ちょっと怖い感じの方でした。加藤さんは面白い人でした。私が夏休みに面会に行くと「お、来たな。夏休みか。夏休みは何日ある？40日？かあー、俺も学生に戻りたいよ」。そんな風に言ってくれたりしました。そして、三号面会室の後ろで、いつも平沢さんの後ろについて話を聞きながら「うん、うん」って頷いているおじいちゃんの刑務官もいました。それから、差し入れの受付にいつもおばちゃんの刑務官がいたんです。レジュメ7頁目（本誌98頁）に書きましたけれども、1981（昭和56）年8月22日（火）、土砂降りの雨の日に面会に行きました。この日、貞通さんが大作1枚と色紙2枚をくれました。その時、「せっかく平沢さんからきれいな絵を描いてもらったのに雨で濡らしちゃいけません」と言っていて、大きなビニール袋をそのおばちゃんの刑務官がくれました。次の面会の時に貞通さんにその話をしたら、すごくうれしそうに貞通さんが頷いておりました。刑務官の方々も随分良くしてくれました。

平沢貞通さんの折々の表情をいくつかお伝えしようと思います。両国の川開き＝隅田川の花火大会ですね。この話を私がした時にも、貞通さんは本当に絞り出すような声で「見たいなー」って言っていましたね。まあ、30年以上獄中であって決して見ることの出来ない、かつて見た両国の川開き。本当に見たかったんでしょうね。最近、足利事件で再審無罪になった菅家利和さんにお目にかかってお話を聞く機会がありました。菅家さんは寅さん映画やカラオケが大好きということでした。それを聞いて羨ましかったです。貞通さんにも、もう一度自由を味あわせてあげたかったなという風に思いました。あといくつか貞通さんの表情を書いてありますのでレジュメをご覧ください。

おわりに

レジュメの9頁目の終わりと10頁目⑦（本誌100～101頁）です。最後に、私は平沢貞通さんの再審無罪の実現をぜひ見届けようと思っております。天国にいる平沢貞通さんと石井敏夫さんに無罪の判決をお土産に持って行ってあげたいと思っています。そして平沢貞通さんを直接に知る最も若い世代の者として、私自身100歳、頑張っている場合によっては110歳まで生きて、平沢貞通さんのことを後世に語り伝えていきたいと思っています。本日はご清聴、誠にありがとうございました。

〔注〕

- (1) 平沢貞通「老」という呼び方は、事件発生から62年後に再審無罪が言い渡された冤罪事件である「加藤老事件」に倣ったものである。
- (2) その後、1985（昭和60）年以降は、居木井為五郎さんは報道機関の取材に応じて、帝銀事件について語っている。『週刊読売』1993（平成5）年7月11日号のインタビュー記事には、「現在、平沢・クロ説には、疑問を呈す

る声が少なくない。しかし、居木井さんは、立場上、当然かもしれないが、真犯人と信じきっていた」とある。『週刊読売』の記者も、私と同じ印象を持ったようだ。又、『週刊新潮』1985（昭和60）年5月23日号では、「捜査本部は七三一部隊に的を絞っていたために全然相手にしてくれない。最後には『お前は気が違ったんじゃないか』とまで面罵されましたよ」、「藤田刑事部長が、平沢逮捕の断を下してくれた」と語っている。そうした話を、居木井さんは1981（昭和56）年の段階で、高校生の私に聞かせてくれた。

- (3) 竹内正子さんは、1955（昭和30）年8月発行の『文藝春秋臨時増刊』に寄せた「帝銀事件の悪夢」と題する手記で、「こちらをみつめる平沢の顔は、あの時の犯人の顔と何か根本的な違いがある、むしろ親しみすら感じられるお爺さんといった顔だったので、瞬間実はホッとしたといったところだったのです。これが私の平沢に対する第一印象です」、「違うという感じはあの時の犯人はとにかくお医者だったということなのです」、「また顔も違うんです。平沢の顔は、どうもほ、骨が、発達し過ぎてているようなんです。犯人を真正面からみているのは私とY支店長代理です。私は、どうも平沢のほ、骨が、気にかゝるのです」と述べている。
- (4) 平沢貞通氏は狂犬病予防接種からコルサコフ症候群が発症した。記憶障害、虚言などの症状がでる。

〔追記〕

本稿は、2018年12月1日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は筆者又は資料館による補足です。

第2図 平沢貞通から細川氏への書簡 「光彩」とは平沢の画号。1979（昭和54）年10月16日，30日付。
（細川次郎氏所蔵）



参考資料（細川次郎氏作成・提供） ※講演会当日配布資料をもとに作成

<p>「高校生を見た最晩年の平沢貞通老 ——宮城刑務所での面会に通う——」 細川 次郎 石井敏夫氏（1934年6月5日生～2016年4 月8日没。宇都宮の洋品店主） =昭和29年～昭和62年の33年間、平沢貞 通老と文通・面会しつつ、画材などを差し入 れる =平沢貞通老と最も長く、かつ、最も親しく 接した支援者 =平沢貞通老を物心両面で支える =はじめは大学生（乏しい小遣いからチーズ などを差し入れ）→その後、多い時には月 30万円もの画材を差し入れ（平沢貞通老が 東北大学附属病院入院中は、画材の注文が途 絶えた→石井さんは寂しかったという） 中学2年（13歳） 昭和54年1月27日（土）・28日（日） 東京の神田「あかつき画廊」 石井敏夫氏主催の「平沢貞通獄中画・資料展」 へ足を運ぶ 平沢貞通老へ初めて手紙を送る 昭和54年2月18日（日） =平沢貞通老の満87歳=数え年88歳（米寿） の誕生日 横浜「つうりすとギャラリー」 石井敏夫氏、そして、尾崎隆一氏（=現在、 平沢貞通老を直接に知る2番目に若い支援</p>	<p>者）と初めて会う 中学3年（14歳） 昭和54年5月22日（火） 古井喜実（ふるいよしみ）・法務大臣に、 石井敏夫氏が直訴 昭和54年6月10日（日） 小田原「御用所画廊」 昭和54年9月25日（火） 平沢貞通老から最初の返事=直筆の絵ハガキ 以後、ほぼ1ヶ月に1枚、直筆の絵ハガキが 届く 昭和55年1月26日（土） 帝銀事件から満32年目の日 テレビで3時間ドラマ「帝銀事件」放映 中学校卒業→高校1年（15歳） 昭和55年3月31日（月） 宮城刑務所にて初めての面会 満88歳の平沢貞通老と満15歳の細川次郎 昭和55年7月14日（月） 2回目の面会 石井敏夫氏、そして、大津健一氏 大津健一氏 =カービン銃ギャング事件主犯</p>
--	--

= 第1 審死刑→第2 審で無期懲役へ減刑→仮
釈放で出所

= 昭和 29 年～昭和 37 年の 8 年間、東京拘置
所で平沢貞通老の隣の独房で過ごす

週刊文春連載→徳間書店から単行本「さらば、
わが友——実録大物死刑囚たち」を出版→東
映で映画化

.....

昭和 55 年 7 月 24 日 (木)

帝銀事件の現場 (事件から 32 年後) を訪れ
る

.....

昭和 55 年 7 月 25 日 (金)

竹内理一氏・正子さんを、練馬区石神井のご
自宅に訪ねる

竹内理一氏 = 帝銀事件当時の読売新聞記者

竹内 (旧姓・村田) 正子さん

= 帝銀事件生存者

= 終始一貫して「平沢は犯人ではない」と証
言し続ける

年齢が違う、顔の形 (頬骨) が違う

平沢を見た時に、「これが犯人だ！」とは思
えなかった

最高裁で平沢の死刑が確定した時 (昭和 30
年) には?

→「やっぱり、私は犯人ではないと思って
いましたから。あの頃だったら、本当の犯人が
出てくる可能性はあったでしょう。だから、

こちら (= 理一氏) が調べているような軍閥
係からでも、本当の犯人が出てくるんじゃな
いか…とっていました」

訪問に来た平田友三・法務省恩赦課長に対し
て

「私は今でも犯人ではなかったと思っていま
すから。平沢も高齢でしょうから、恩赦は結
構なことだと思います」

第 18 次再審請求に提出された竹内正子さん
手紙

「あの時の犯人は平沢より大分若く、医者ら
しい、落ち着いた、そうした雰囲気を持った
人でした。平沢には、そういうところは無い
ように思います」

.....

昭和 55 年 8 月 25 日 (月)

3 回目の面会

.....

昭和 55 年 9 月 23 日 (火)

野老山 (ところやま) 幸風・元警視庁鑑識課
長を大塚の山川病院に訪ねる

.....

昭和 55 年 10 月 1 日 (水) = 都民の日

4 回目の面会

赤い羽を胸に付けていたら、平沢貞通老はす
ぐに気が付いた

.....

昭和 56 年 1 月 6 日 (火)

5 回目の面会

.....

昭和 56 年 1 月

平沢貞通老を逮捕した名刺捜査班長	熊井啓監督と交流会
居木井為五郎（いきいためぐろう）・元警部
補へ電話	高校3年（17歳）
帝銀事件についてインタビュー	昭和57年7月下旬
.....	11回目の面会
昭和56年3月27日（金）
6回目の面会	昭和58年7月下旬
.....	12回目の面会
高校2年（16歳）
昭和56年4月6日（月）	昭和59年7月下旬
7回目の面会	13回目の面会
.....
昭和56年4月28日（火）	昭和60年4月
面会時に宅下げられた大作「狩勝大観」の裏	平沢貞通老が八王子医療刑務所へ移送される
打ちが出来上がる	私は文通・面会を許されなくなる
.....	「死刑の時効問題」で、東京地裁の藤田裁判
昭和56年7月22日（火）強雨	官が、平沢貞通老を審尋
8回目の面会
大作1枚と色紙2枚を宅下げられる	昭和62年2月
.....	平沢貞通老重態
昭和56年8月14日（金）
9回目の面会	石井敏夫さんと一緒に、帝銀事件生存者と遺
.....	族に、平沢貞通老の釈放の同意書を求める
昭和56年8月25日（火）	
10回目の面会	竹内正子さん＝同意書に署名をくれる
.....	T氏＝職場に訪ねて会う
昭和56年夏ごろから	Aさん宅で、Aさんと会う
平沢貞通老に毎日、絵ハガキを送る＝多い時	Y氏宅＝インタホン越しに家族と話す
には1日5通も
.....	古井喜実・元法務大臣から細川次郎の自宅へ
昭和56年11月15日（日）	電話
高田馬場のACTミニシアター
映画「帝銀事件・死刑囚」を上映	昭和62年4月5日（日）夜

平沢貞通老危篤
八王子医療刑務所へ駆けつける
正門前が明るい (=大勢の報道陣)

近くのビジネスホテル「B & B ビジネス」
に宿泊

マスコミが去った後の遠藤誠弁護士の言葉
「マスコミは平沢が死ぬのを待っているんだ
よ」

.....

昭和 62 年 4 月 6 日 (月)

八王子医療刑務所

①遠藤誠弁護士、②養子の平沢武彦氏、③三
つ松要・「救う会」事務局長代行、④石井敏
夫さんの 4 人と一緒に、面会に向かう
私は面会できず

大勢の報道陣
正門に入る場面を“やり直し”

平沢貞通老は、危篤に陥った 4 月 6 日 (月)
～亡くなる 5 月 10 日 (日) まで、1 ヶ月以
上も生き続けた

八王子医療刑務所の氷見 (ひみ)・医療部長
平沢貞通老の生命力 = 「超人的」と語る

東京拘置所の看守 = 牟田口裕之氏の話 (= 昭
和 63 年の平沢貞通老 1 周忌で)

「平沢さんが私にこう話したことがある。『自
分が帝銀事件の犯人の汚名を着せられて死刑
にされること自体は、交通事故で毎年 1 万人

以上の人が命を落としていることを考えれ
ば、まだ諦めがつく。けれども、俺の子や孫が、
帝銀事件の平沢の子だ！、孫だ！と言われて、
世間から痛めつけられていることを思うと、
俺は死んでも死に切れない。何としても再審
で無罪を勝ち取らなきゃならないんだ』。そ
れを聞いた時、私は涙が出そうになりました」

平沢貞通老はまさに「死んでも死に切れない」
気持ちで生きていたのではなかったか、
と思う

.....

- ①遠藤誠弁護士 = 2002 年にご逝去
- ②養子の平沢武彦氏 = 2013 年に孤独死
- ③三つ松要・「救う会」事務局長代行 = 武彦
氏とほぼ同じ頃に亡くなったと伝え聞く
- ④石井敏夫さん = 2016 年 4 月 8 日にご逝去

私は、平沢貞通老が危篤に陥った「あの日」
を語る「たった 1 人の生き証人」になって
しまいました…

.....

昭和 62 年 4 月 6 日 (月)

危篤となった平沢貞通老に面会して来た石井
敏夫氏に、毎日新聞の小泉敬太記者が取材
石井さんの「おじちゃん、宇都宮の石井が来
たよ！」の呼びかけに、平沢貞通老は目を開
いた！

上半身が動いた！

.....

昭和 62 年 5 月 10 日 (日) A.M.8:45

八王子医療刑務所 平沢貞通老ご逝去

NHK ラジオニュースの竹内正子さんのコメント

「今では昔のことになってしまったが、銀行に現れた犯人と平沢死刑囚とが別人であったということは、今でも確信している。再審請求は認められませんでした。せめて生きているうちに釈放させてあげたかったです」

.....

昭和 62 年 5 月 10 日 (日) 夜
萩窪のマンション

平沢貞通老の遺体と対面
「あっ、あのおじいちゃんだ…」

初めて平沢貞通老の手に触れた (= 「この手で、絵を描いていたんだな…」)
薬のためか (?), 黄疸で顔や体は黄色かった

「末期の水」
.....

昭和 62 年 5 月 11 日 (月) 夜
仮通夜 中野の宝仙寺

札幌の鈴木貞司 (すずきさだし) 弁護士 (1936 年 2 月 4 日生まれ。現在満 82 歳)
平沢貞通老と交流した最も古い支援者
昭和 20 年代の平沢貞通老を知る唯一の生き証人
.....

昭和 62 年 5 月 12 日 (火) 昼
本通夜 中野の宝仙寺 火葬
.....

昭和 62 年 5 月 24 日 (日)
青山葬儀所 告別式

遠藤誠弁護士の言葉
「生きているうちに刑務所の外に出してあげられなかった我々の非力をお詫びします」

歴史学者の家永三郎さんから寄せられたコメント

「事件の生存者の 1 人である竹内正子さんが終始一貫して『平沢氏は犯人ではない』と証言し続けていること。そして、捜査員の 1 人である成智英雄・元警視が公然と『平沢氏は犯人ではない』と主張していること——この 2 点だけをもってしても、この裁判に疑問ありとするには充分でありましょう」

.....

昭和 62 年 6 月
宇都宮
石井敏夫氏主催「平沢貞通 39 年の軌跡」の
展覧会
.....

昭和 62 年 8 月
小樽
平沢貞通老の実妹と一緒に初めてのお墓参り
→ 2002 年ご逝去
.....

1989 年 (平成元年) 8 月
小樽
2 回目のお墓参り
.....

平沢貞通老の“人となり”
.....

①前歯は1本も無く、言葉はとても聞き取りづらかった

体は高齢のため縮んでいた

髭（ひげ）は僅か（＝自画像の髭は過剰）
髪は全部白い（＝ハゲてはいなかった）

色は黒かった

ダミ声
＝武彦さんの撮影したご長女の動画では、お声がそっくりだった

いつも和服（＝夏は甚平を着ていたこともあった）

腕にあせもが出来ていたのを見せたこともあった

ユーモアがあった

.....

3号面会室に入っていくと、平沢貞通老は立ち上がって、片手を挙げて「こんにちは」

宮城刑務所では、独房から面会室への往復は自分の足で歩いていた

背は真っ直ぐ伸びていた（＝腰は曲がっていませんでした）

「お元気ですか？」と問うと、プラスチック板の向こうで、いつも「この通り、元気です」と台をドン！とたたく

.....

②コルサコフ氏症の後遺症？

明らかな嘘を真顔で言うことがあった

面会時に、「小樽の平沢貞通老の家の隣に、北の湖が住んでいて、ノコギリを引いている音が聞こえてきた」と言ったことがあった

大津健一氏の話＝「あのジジイ、本当に騙すからな」

「大津さん！ 真犯人が出て、私はここを出ることになりました」と大津氏に言ったことがあった

（＝真犯人がもう捕まってしまったようなことを言う。大津氏は、はじめは信じてしまった）

三鷹事件の竹内景助・被告人とは犬猿の仲（＝平沢さんが嘘ばかり言うから）

.....

③私の記憶に残る宮城刑務所の刑務官の人たち

青木氏＝小太りで小柄。目付きがちょっと怖い刑務官。いつも面会担当だった。面会用の建物ではじめに対応→腰の鍵で鉄扉を開けて、向こうに行くと、3号面会室に入って来て、平沢貞通老の隣で会話を速記

加藤氏＝四角い顔の楽しいおじさん（＝「ペヤングソース焼きそば」のテレビCMのタレントさんに似ていた）

「おっ、来たな！夏休みか?!」、「夏休みは何日ある？40日!? かあ～、俺も学生に戻

りたいよ！」

3号面会室で、平沢貞通老の後ろで椅子に座っていたおじいちゃんの刑務官(=私の話を聞きながら、「うん、うん…」というように、頷いていた)

差し入れの受付にいたおばちゃんの刑務官
=昭和56年8月22日(火)、どしゃ降りの雨の日の面会時に、「せっかく平沢さんから綺麗な絵を貰ったのに、濡らしてしまっはいけません…」と言って、大きなビニール袋をくれた

→次の面会で、平沢貞通老にそのことを話したら、平沢老は嬉しそうに笑って、頷いていた

冬の面会時には、面会室にストーブが置かれていた

そして、面会終了後に、平沢貞通老が廊下に出ると、上着を持った刑務官が待っていて、平沢老の肩に上着を掛けた

刑務官が上着を持って待っていてくれたのに気付いた平沢貞通老は感動したように、大きな声で「お～っ！！」と言っていた

大津健一氏の話 = 「でも、平沢さんの態度は卑屈だよ。だから、刑務所のお役人は平沢さんには親切なんだ」

.....

④平沢貞通老の折々の表情

両国の川開き = 隅田川の花火大会のことを話

した時、「見たいなあ…」と、絞り出すような声で言った

(芸者さんにモテた話もしていた)

最近、菅家利和さん(足利事件で無期懲役確定→再審で無罪)にお会いして、お話を聞く機会があった

=菅家さんは、寅さん映画のDVDやカラオケがお好きとのこと

→羨ましかった = 平沢貞通老にも、もう一度自由を味わわせてあげたかった

.....

「北海道平沢貞通氏を救う会」の人が、国際的人権機関「アムネスティ」に、平沢貞通老の問題を訴えたことを話した時

「国際的に、だいぶ問題になったようですよ」と語った平沢貞通老の表情

=菅家利和さんや斉藤幸夫さん(松山事件で死刑確定→再審で無罪)が、釈放直後の記者会見で見せた「怒りの表情」にそっくりだった

.....

映画「さらば、わが友」 = 東京拘置所で、冬に大津健一氏と平沢貞通老がお風呂に入るために、禪(ふんどし)姿で「寒い!寒い!」と言いながら、風呂場まで廊下を走るシーンがあることを話した時

→「う～ん、懐かしい」という表情

.....

再審の話をした時に、私が口を滑らせて「再審は難しいと言われていています」と言ってしまった時

→平沢貞通老は下を向いてしまった

.....

高校2年の終わりの3月に修学旅行で見た琵琶湖の広さを、「青い水に白い波…！ 湖なのに、本当に海みたいですわね！」と話した時
→「本当に海みたいですわよ」と平沢貞通老

後ろに付いているおじいちゃんの刑務官も、高校生の私がいい話題を一生懸命に平沢貞通老に話しているのを、「うん、うん…」というように頷きながら聞いていた

面会終了後に、帰りながら廊下で、刑務官に「あの人は本当に良くやってくれる…」と平沢老が言う声が聞こえた

.....

「テンペラ画にかけては、平沢さんは『日本で指折りの絵描きさんだ』って、評判ですよ」と言ったら、本当に嬉しそうな表情だった

石井敏夫さんをネタに、平沢貞通老を大笑いさせたことがある

石井敏夫さん

= 世界百数十ヶ国を旅行

= コレクションも多数（関東大震災の絵ハガキ、双六、切手等々）

「石井さんの奥さんが、『うちの旦那は、お店そっちのけで、あっちこっちにフラフラして困ります』なんて言ってたことがありましたよ」と私

→平沢貞通老は思わず「うおっほほ！！」と

いうように大笑い

.....

⑤石井敏夫さん

2016年4月6日 = 私が最後に会った日

ほぼ昏睡状態の石井さんに、「石井さん！今日は4月6日ですよ。29年前に、八王子医療刑務所へ、“平沢おじいちゃん”に面会に行きましたね」と語りかけた

→石井さんには私の言っていることが伝わっているようだった

4月8日ご逝去

.....

晩年の石井敏夫さん

宇都宮の自宅から千葉の老人ホームへ移る

石井さんとの面会に通う

平沢貞通老は石井さんとの面会の時に、「石井さん、有難う…」と言って、石井さんに手を合わせた

私が老人ホームへ石井さんに面会に行くと、石井さんは「有難うよ…！」と言って、手を合わせた

「情けは人のためならず」

石井敏夫さんは、人のために尽くした

→今度は、人から尽くしてもらおう番だ…と思った

[私は、石井さんが人 (= 平沢貞通老) のた

めに尽くす姿を、中学生の時からずっと見ていた。石井さんとの交流は37年間に及び、それは平沢貞通老と石井さんとの交流の33年間に越えた]

.....

平沢貞通老

= 帝銀事件で昭和23年に逮捕される

= 昭和30年に死刑確定

= 昭和62年に八王子医療刑務所で死去するまで、獄中39年間 (死刑確定後32年間)

= 死刑の執行は、なされなかった

.....

平沢貞通老が無実を訴え続けて、死刑確定後、32年間に亘って獄中で生き続けたこと。そして、一庶民である「宇都宮の洋品店のオヤジ」の石井敏夫さんが、物心両面で平沢貞通老を支え続けたことは、最大の裁判批判 [= 詰襟の制服を来た高校生の私は、宮城刑務所へ平沢貞通老との面会に通いながら、ずっとそれを見つめていた]

(石井さんの平沢貞通老への「最後の差し入れ」は、猿股だった)

.....

中垣國男・元法務大臣 (帝銀事件に関するテレビ番組のインタビューに答えて)

= 帝銀事件の生存者の証言が分かっていたこと (「この人だった」、「この人ではなかった」、「わからない」)が、死刑執行命令の障害となった

→ 「あれが無かったら、ボクは判をついただらうと思うね」

.....

⑥竹内正子さん

2000年2月

NHKが帝銀事件の番組を作成

NHKから、私が高校1年の時の録音テープを番組で使用したい旨の申し入れ

→ 私から竹内正子さんへ電話

→ 結局、録音テープは提供せず

「主人は新聞記者をしていましたから、取材する時には取材して、取材される時にはお断り！という訳にもいかなかった…」

ご主人 (= 理一さん) 亡き後は、取材に応じず

「今は、静かに暮らしておりますから…」

.....

高校1年の時にお会いした後、「生存者のAさんにもお会いしたい」と、私から竹内正子さんへ電話

「あんまりいい思い出ではないから。Aさんは聞かれるのが嫌なんでしょう」

.....

現在、満91歳のはず

数年前、ご住所を頼りに、竹内正子さんのマンションの玄関まで足を運ぶ

郵便受けに「〇〇 (= おそらく娘さんの嫁ぎ先の姓)」とある横に、「竹内」との追記あり

呼び鈴は押さずに退去

.....

⑦最後に

私は、平沢貞通老の再審無罪の実現を見届ける

→天国の平沢貞通老と石井敏夫さんに、無罪判決をお土産に持っていきたい

「平沢貞通老を直接に知る最も若い世代の者」
として、100歳（→110歳）まで長生きして、
平沢貞通老のことを後世に語り継いでゆきたい

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録
特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」

帝銀事件再審請求の経過に関する心理学的検討について
ディスコミュニケーション分析の視点から

山本登志哉

発達支援研究所, 供述心理学研究所

はじめに

ご紹介いただきました山本です。自白の問題とご紹介していただきましたが、もちろん自白に関係することですが少し議論のポイントをずらして、自白があれだけ滅茶苦茶な経過で作られたにも関わらず、それを示された裁判官が何故おかしいと思わなかったのか。何故それだけで判決が確定してしまったのか。そして確定した後に再審が20次にわたっている訳ですが、これだけ繰り返し、繰り返し再審の裁判が行われる中で、膨大な裁判官が関わっていらっしゃいます。その裁判官たちが何故おかしいと思わなかったのか、その問題を考えてみたいと思います。

1. 帝銀事件はなぜ再審が認められないか

本日の私の議論ですけれども、帝銀事件は何故再審が認められないのかについてです。実は再審の請求の中で「真犯人」と目される人物が具体的に特定されて、それについて様々な間接的な証拠を示しながら裁判所に訴えられたという、そういう時期がありました。それが否定されていく訳ですが、その経緯の中に、裁判官が事実をどのように認定するのか見てみたいと思います。

私は心理学者として研究を続けていることの一つに「ディスコミュニケーションの分析」があります。あとで簡単にお話ししますが、同じものを見ながらお互いに違ったものが見えてしまうという現象を扱うものです。裁判の場合は、挙げられた証拠はみな共有されている訳です。先程のお話でいえば（酒田芳人氏講演。本誌63頁参照）、隠されている証拠は一応制

度上はないわけです。ということになると、全ての人が同じ証拠を見ているのに、そこから導き出される結論が全く違ってしまいます。同じものを見ながら、違うものを見ているとしか考えられない、ということになります。そんなふうに、私たちの普通のコミュニケーションの中でお互いに同じことについて語り合っていると思っていたことが、考えていることが全然違って、議論が全くすれ違ってどうしようもなくなってしまう、ということがしばしばある。そのようなコミュニケーションをディスコミュニケーションと考えます。本当に人のコミュニケーションの中で普通に起こっていることですね。もしかすると、冤罪が成立する過程もそういうことの一つの事例ではないかという視点から少し考えてみたいと思っています。

先程、細川次郎さんから、平沢さんとの中学校・高校時代からの交流のことをお話いただきましたけれども（細川次郎氏講演。本誌 79 頁参照）、お話の中から、平沢さんの人生の重み、それに関わってこられた支援の方の重みというものをすごく感じられます。この事件は発生から 70 年ですが、70 年経っても、未だにこうやって問題だ、問題だと言われ続けている。そして、その問題に人生を賭けて取り組んでこられた方は膨大な数になります。弁護団ですずっとやってこられた主任の弁護団長は、全ての方が亡くなるまでやられているんですね。亡くなられて次の方に代わるという状態です。だから、関わっている方がみんな、本当に人生を賭けるような、ものすごく大きな問題だということになります。何でそこまで大きいのか。ひとつには平沢さん個人が不当に扱われることに対する怒りがあると思います。そしてもうひとつ大きなことは、このことを放置してしまっていることによって、日本の法制度、裁判制度に対する信頼が根本的に揺らいでしまう。そういう重たい問題がそこにあるのではないかと思うんですね。未だにこの問題は解決できない。この裁判所のあり方っていったい何なんだろう。そういうことに繋がるようなことを考えてみたいと思っています。

判決は著しく不可解で、第 10 次から 12 次の再審を担当された弁護士の方が次のように書かれています。「我々は小学生でも分かる常識で、帝銀事件判決を批判しなければならない事実を心から悲しむ」。そんな難しい理屈じゃなく、常識的に考えてもこれはおかしい、と思えることがたくさんある訳ですね。そのことを取って何故ここで説明しなきゃいけないのか、ということ非常に切実な思いで訴えられている。自白の具体的な内容のおかしさについては、次回、浜田寿美男先生が丁寧に議論して下さると思いますので、そちらに委ねたいと思います。（浜田寿美男氏講演。本誌 121 頁参照）色んな問題点が裁判で指摘されていて、自白の内容を見ても、普通ありえないと思えるような自白です。別に心理学者がわざわざ言わなくても素朴におかしいと思えるものを取って説明しなければいけない。私はこの仕事を依頼されてから、過去の再審の資料をずっと見てきています。メモを取りながらずっと見てきて、膨大なものでまだ終わらないんですけれども。そうしますと、例えばこの 10 次から 12 次の辺りで、本当に分厚いその弁護士さんからの書面が出てくる。今回、浜田さんが分析された平沢自白のお

かしさのポイントは、かなりの部分がすでにそこで指摘されています。その説明は、ある意味、心理学者ではない弁護士の少し素人的な説明かもしれません。けれども、「これがおかしい」というポイントに関しては、かなりの部分がこの段階ですでに指摘されてしまっている。それが裁判所に通じないというのは一体何なんだと思う訳です。再審請求棄却を行う裁判官は素朴な理屈さえ分からない人なのか。怒りとともにそう感じることもあります。でもやはり実際はそんなにおかしな人ばかりではないわけです。

最近、裁判官・元裁判官の方とお話する機会が増えてきました。何故かという、裁判官の方の判断の仕方は、僕らが素朴に判断する仕方とどうも違うみたいだ、独自の発想でものを見られるようだと感じるんですね。一体どういう視点で、どういう発想で物事を見ていらっしゃるのかというのを知りたく思うからです。それが私のディスコミュニケーション研究の問題にもなるんですけれどもね。

私が鑑定を担当した、ヤクザの親分の殺しを命じたといわれている別の事件で、高裁の判決がでたらめだと私は感じました。そのことをある元裁判官の方にお話しをしたんですね。そうしたら、その方がこうおっしゃったんです。裁判官の中で事実を丁寧にしっかりと見て判決を書く人は一割程度だと。三割程度の裁判官は、「もう、この人にかかったら何言っても駄目、お終い」と他の裁判官からも言われている人。そして残りの六割は日和見だと、風見鶏だとおっしゃっていました。その方は、今の裁判のその認定の仕方は間違っている、よくないと。改めて、事実認定のやり方を問い直さなきゃいけない、と考えていらっしゃる方なので、厳しい視点かもしれませんが、確かに「え、この人何なの」と思う人もいます。たまたまその三割の人に当たったからこんな冤罪事件になったという可能性もあります。けれども平沢さんの事件に関して、これまでに判決文とか決定文を書いた裁判官は数十名になります。仮に30%の人が変な人だったとしても、全ての判決がそういう変な人に当たったからそうなっているのだと理解するのはちょっと無理があります。この中には一割の非常にまともな人達だって入っているはずですが。にもかかわらず、あの判決がずっと維持されてしまっている秘密はなんだろうということ、やはり一度考えてみる必要があります。そのことを前提にしながら、どういうふうな再審裁判を考えていったらいいのかを議論していく、そういう視点も必要ではないか。事実を徹底して明らかにしていくことも必要であると同時に、なぜその事実の訴えが裁判官に取り上げられず、冤罪と思われる判決が維持され続けているのかについても考えていく必要があるということです。

裁判の場合、基本的にはある事件をめぐる争いが起こります。実際に裁判になる時には当然のことながら、事件そのものは目の前から消えてしまっています。もう二度と再現されることはありません。事件について審議をする時にはどういうものを手掛かりにするかといえば、残された証拠とか証言です。それらをたくさん集めて分析することでしか、事実は推定できな

い訳です。いろんな証拠や証言を集めながら、その中から、例えば検察は有罪のストーリーを作っていくことになります。弁護側はここから無罪のストーリーを作っていく。有罪無罪が争われる事件では、そういうことになる訳です。ここで同じ証拠を前提にしていながら、最初にお話ししたように、全然話が通じ合わないことが起こる訳です。実は見えているものが違っているのに、お互いに同じものを見ていると思っていますからね。そこで何を見ているのか、見えているものが違っているということに気付かないという、ディスコミュニケーションが起こっている可能性を考える必要があるでしょう。

たとえばこんな例で説明してみましょう。一時ネットで話題になったのでご覧になった方もあるかもしれませんが、ある洋服の写真があり、それは何色の服でしょうか、という話です。女性はその服を見て「ちょっと地味じゃない」と言いました。それに対して男性は「こんなにキンキラキンなのに？」と言って、お互いに意見が対立します。何故そういうことが起こるかという、全く同じ服の写真なのに、この女性には黒色と青色のストライプに見えています。ところがこの男性は金色と白色に見えているんですね。両方の見え方があるんです。けどそういうふうに説明されても信じられないですよ。たとえばこの写真の服が黒として見えている方にとっては、金色に見えると言われても「あいつおかしいんじゃないのか」と思うでしょう。その逆もまたそうです。私は金色に見えるので、いくらこれが黒に見えると言われても黒には見えません。このように、全く同じものを見ている、何らかの理由で、確信して見えているものがお互い全く違っているということが現実には起こるということです。

2. 「真犯人」Aの話

(1) 「真犯人」Aの浮上

さて、ここで真犯人として挙げられたAさんという人物の話をさせていただきたいと思います。真犯人が誰だったかということについては、毒物に対する知識や扱いがすごいということで731部隊の関係者などが疑われています。この真犯人Aさんは731部隊の人ではありませんが、状況証拠において非常に可能性を感じさせられる人です。宮城音弥さんという心理学者が『犯罪心理学ノート』というのを書いていて、その中にこの真犯人と目されたAさんが告発された理由が説明されています。一つは東京帝大医学部出身のお医者さんだったということです。薬の扱い、知識については非常に長けていた。それから、事件の中で平沢さんが事件当時に大金を持っていたということが非常に問題になっていて、その出所を説明できなかったんですね。それがかなり重要な有罪判断の理由になったりしています。ところで(Aさんは)農地法で土地を失って病院経営が悪化していたので、事件の10日前に山林を十万で売ったん

ですね。まあ、経済的に苦しかったんでしょうね。ところが事件の三ヶ月後により高い額で買戻しているということが判りました。それから、本人が麻薬中毒という疑いもあります。そして、現場でGHQの防疫班が井戸から菌が出たので消毒に来たという話があるんですが、その井戸というのは地元の人しか知らないような井戸だったということなんですね。そんなことを平沢さんが知っているはずがない。でも実はこのAさんは現場近くに女性がいて、土地勘があった。さらに、もっと大きなことなんですが、筆跡鑑定をおこなったところ、「相当高度の可能性」だと出ています。しかもこれは告発した東京法務局の人権擁護部が正式に調査し、検察に対してもそれを訴えている。それで、検察も当時、大阪大学で筆跡鑑定の権威といわれている人に依頼しましたが、同じ結論が出ています。先程、目撃証言の話がありましたが、目撃者40人がこのAさんの写真を見て「犯人に似ている」と答えています。最初に平沢さんが目撃者に見せられた時には、犯人と言う人はいませんでしたし、「いや、違います」という人も結構いたんですね。ところがAさんの写真に関しては、見て「あ、似ている」という話になるんです。先程、あごの話が出てきましたよね（細川次郎氏講演。本誌87頁参照）。Aさんは確かに角ばっていない。それから目撃証言のなかで身長についての評価というのがあるんです。向かい合っていたら、自分より身長が高いか低いかわかりますよね。それについて、平沢さんの身長とは矛盾する証言があるんですが、Aさんに関しては矛盾しない。非常に間違いにくいポイントで目撃証言に合っている人です。

それからもうひとつ。これは宮城さんが言っていることではなくて、別のホームページから出た資料を見て「おお、なるほど」って思ったことです。Aさんは車を持って移動できる当時としては数少ない人になります。図を見ていただくとわかりますが関連する犯行現場は全て車で移動可能であるわけですが、同時にその移動ルートを見てください。最初の安田銀行未遂事件、

予行演習ではなかったかといわれている事件ですね。それがここ(①)になります。二番目の三菱銀行中井支店、これも未遂の事件ということになります。これはここ(②)で起こりました。そして本番の帝銀事件はここ(③)です。それから小切手を換金したといわれる銀行がここ(④)です。これすべてこのルートに沿っていますよね。しかも非常に特徴的なこととして、段々こちら(北)に向かっていきます。方向性が非常に単純に見えていますよね。これだけで確実なことは言えませんが、Aさ



図 犯行現場をつなぐルート

んの暮らしていたところがこの北の方ということになります。そうすると、これも解釈でしかないのですが、ひとつの可能性としては、自分の家から遠いところから犯行を始めて、慣れていくにしたがってルーズになって、段々近いところでもましてしまっただとも見えて、ある種のリアリティーを感じさせるデータです。

(2) 「真犯人」A 否定の論法

この人が本当に犯人であったかどうかということは確定できません。ひとつは、この告発が起こった段階では既にこの人は亡くなっていました。事件からそれほど経っていない時期に、自殺の疑いもありますが、亡くなってしまっていて、もう取り調べができない状態でした。検察もまともに動きませんでした。いずれにしても、裁判所はその訴えを棄却しました。その理由を、ちょっとここで見ていただきたいんです。「確かに、その医者写真を持って行って目撃者たちから似ているということを確認しているが、証拠、すなわち客観的事実に基づくものというよりは、たぶん本人の主観に立脚するものである。」こういうことを弁護側の主張を否定する理由として挙げています。目撃証言はそんなに信用できるとは限らない、という話です。「容貌が似ていると言っても、他人の空似ということもあり、筆跡のごときも、その真の筆跡を探求する上に、ある程度の証拠になることは否定できないが、指紋のような場合と違って絶対不動の証拠とはならない。また、この医者と松井名刺の結びつきを証明するものも発見できない」ということで、否定されています。筆跡の高度な可能性というのは、東京法務局の人権擁護部でそういう結論を出していますし、検察でも同じ結論が出ているんですけれどもね。容貌が似ているとか、他の事実と併せて検討したとしても、このAさんを「犯人といいさえすれば、矛盾があろうがなかろうが問うところではない、という独断に満ちたものである。いくらかの事実、空想と独断を織り交ぜ、これに尾ひれをつけたものだが、東京法務局人権擁護部がこの問題を取り上げたのは、上申者（「この人が怪しいと思います」と言ってきた人）がこの医者に恨みを持っていることを考えなかったため、軽率だった。たとえば、その写真を見て犯人の人相に似ているというものが現れ、また、その筆跡が犯人の筆跡そっくりだとわかって、それが平沢に対する判決の誤りだという証拠にはならない。」と弁護団を批判しています。それに対し、元人権擁護部の人腹立てて反論しています。「恨みでやったという証拠がどこにあるのか、証拠も示さないで何を勝手なこと言っているのか」という訳です。

この判断がどういうものかという、指紋は客観的にもその人だと決まる訳ですよ。ただ目撃証言とか筆跡とかはその人の見間違いということもあるので絶対だとは言えない。そういう主観的なものだから証拠とは言えないと言っています。根拠は示していませんが、告発者の人格特性とか恨みを理由に、「こんな人が言っていることだから信頼できない。これを取り上げたのは、あまりにもお粗末だったのではないか」と人権擁護部に言っている訳ですね。

今までの話の文脈を一切抜きにしてこの裁判所の主張だけを見ると、正しいことを言うように感じないでしょうか。目撃証言や筆跡鑑定だって間違えることはあります。主観的なものなら、証拠価値が相対的に小さいこともあるから慎重に判断しなければいけないことも明らかです。「出鱈目に都合のいいことばかり集めて、この人は有罪だとするのはおかしい」と言うのも極めて真っ当な理屈です。

けれどもこの高裁の理屈の問題は何かというと、もし、この判断の基準を平沢さんの事件に当てはめたらどうなるか、ということです。そうすると、その基準であれば平沢さんの原判決は有罪としてはならなかったということです。この基準を当てはめたら、平沢有罪の根拠とされた目撃証言なんてもう出鱈目ですよ。最初は「そうじゃないような気がする」と言っていたのが、繰り返し見せられることで、「そういえば、なんとなく似ているような気がする」と段々変わっていく。今の心理学の目撃証言、目撃供述に関する知見からすると、そんなものは全く信用できないと、当たり前と言われる様なことです。筆跡鑑定についても、色んな事件で対立する筆跡鑑定が出たりしますよね。それだけでは言えないということも当然です。平沢さんの問題に関しても全く同じことがいえる。ですから、仮にこの基準を当てはめた時には、平沢さんは無罪だとしか言えなくなってしまう。真犯人ではないかと提起された人の色んな間接証拠について否定する根拠が、平沢さんを有罪とする論理と全く矛盾してしまっているということになります。

3. 心理学的合理性

これに対して、心理学が供述を分析して判断する時に、どのようなやり方をするのかについて簡単にご説明します。これは私が作った言葉ですが、「心理学的合理性」を考えることだろうと思います。つまり、ある供述があった時に、その供述は、体験した人が体験を誠実に表そうとして語ったものかどうかを探っていく、ということです。

例えば、次回お話しされる浜田さんは、「渦中の視点」というものを問題にしています。裁判官は大所高所から見る傾向が非常に強いですね。だから供述に矛盾があったとしても、全体を見るとこの人しかいないから供述の細かい所はどうでもいい、という判決がしばしばあります。それに対して、浜田さんが徹底してこだわるのは、「本当にその場にいた人、状況を体験した人がこんな供述ができるのか」ということを、こと細かに考えていくんですね。平沢さんの自白に関しては、語っていることがひどく揺れ動いている。その揺れ動きは、本当に体験した人が一生懸命語っていて起こるものなのか。ときどき誤魔化そうとしながらも、誤魔化せずに話してしまうために起こるのか。実はこの人は体験していることを語っていないのではないか。い

ろんな形で分析していく。その人の「見え」の視点に立って徹底して分析することになります。

それから、最近話題になった高木光太郎さん（ディスコミュニケーション研究を一緒にやった仲間です）たちが、「個性的な語り口」ということを問題にしています。足利事件では自白が体験に基づいていない可能性が高いとした彼らの鑑定結果を裁判官には無視されたんですが、事後的にその鑑定の正しさが実証された形になりました。つまり、菅家さん（足利事件の冤罪被害者・菅家利和氏）が実際に体験して間違いないことについて語っている場面と、自白の場面と、両方を分析してみたんですね。そうすると語り方が全然違う。「何故こんなに違うのか、注意しないといけない」という結論を出している。その人が本来持っている個性的な語り口から全く違った語り口になっている原因。それは何かおかしな力が加わっているからだということになります。

実験心理学は裁判の中では尊重される機会が多くなっています。実験心理学の場合は、ある実験条件を設定して、被験者にその状況を経験させます。すると行動が、反応が生まれてきますよね。どういう刺激を与えると、どういう反応が生まれるのか。この法則性を調べるということをやります。例えば、「夜もう暗くなってきている時に犯人の自動車が目の前を60キロ位のスピードでパーッと駆け抜けました。私は犯人の顔をちゃんと見て覚えています。」という目撃証言があったとします。心理学ではどのように検討するかというと、実際にその条件で色々な人に目撃してもらい、どの程度正確に判断できるか、ということ調べてみるんです。その結果、「その条件だと見分けられない」ということになると、その目撃供述は嘘であるか勘違いである可能性が高い。心理学の中で法則性を見つけて、その法則にあっているかどうかということ判断するということです。これも心理学的に、その供述が合理的なものと考えられるか、ということを検証する例になります。

それからもう一つ、私がやっていることは、嘘の供述でも真の供述でもとにかく揺れ動く、ということがあります。その揺れ動きのパターンを見てみると、その中から浮かびあがってくることもあるんですね。最近、弁護士さんから頼まれた殺人事件（の心理分析）では、供述がものすごく揺れていました。弁護士さんは、「これは取り調べで酷いことされたからだろう」という話だったんですけど、僕が見てみると、これはどうも揺れ方が非常に不自然なんです。誘導されてそうなっているとはどうしても見えなくて。そこで揺れの中のパターンを整理していくと、一本線がスーッと真ん中に見えてきました。これが非常に安定した線で、そこを中心にしてそこから逃れようとするかのように揺らいていると見えただけですね。この一本線を繋いでくと犯行になってしまう。依頼とは結論が逆になってしまったんですが、そういう事例もありました。このように、全体を合わせていくと、単純に、その人が意識的に嘘をつくということではなく、無意識のところ、供述の揺れに心理学的な法則性が見いだされることが多いみたいなんです。そうすると、単に嘘をついているかどうかという話ではなくて、その人の心理

学的法則性からして、本当はこういうことだったのではないかと推定するやり方がありうる。これが「心理学的合理性」と私が名前を付けたものです。

ですから心理学者が供述を分析する時には、当事者が主観的な体験をして供述をし、このプロセスが心理学的な合理性を持っているかどうかということはずっと考える訳です。それに対して裁判官は、当事者の供述が裁判官の主観的な常識からみて合理性を持っているかどうか、というところで判断する。後でお話ししますが、ここの合理性の中味があまり問われないまま、裁判官の素朴な主観に判断が依存してしまっているということが、どうも起こっているようです。

4. 判決における恣意的判断

(1) 裁判官と心理学者の見方のずれ

そこで、裁判官の判決を見てみますと、「何この判決。この理由は何？」という、非常に不思議に思えるものがあります。判決によく見られる論理で、確定判決の証拠評価がA、つまり有罪であるとします。再審請求する側は、それに対してある論拠「〇〇」を示して、「だからAではなくBだ。無罪だ。」という。そういう場面で、判決でよく出てくる理屈があります。その弁護団の主張を消すための理屈ですね。弁護側は「〇〇」と主張しているが、「××」という可能性もある。だから「Aでないとはいえない」という訳です。そして、その結論として、「したがってAである」というところにいきなり来てしまいます。心理学者はこういう問題が起こった時にどうするかというと、「それじゃあ、〇〇か××か、検証してみましょう」ということになります。その結果として「△△なので〇〇である、したがってBである」という様に、この論拠のところを検証するというのをやる訳です。けれどもそれが無い判決にしばしば出会います。

それから、被告は嘘をついているという証拠の評価。「私はやっていません」という時、判決でそれは嘘だと評価をすることがしばしばあります。自分が救われるために嘘をついているのだと。それに対して、再審請求の側は、「被告は真実を述べている」と主張する訳ですが、この時に、しばしば裁判官が有罪を認定するために使う理屈があります。それは何かというと、一般的な特性の言及、というものです。「被告は〇〇という特性をもっている。だから嘘つきだ。」という理論になります。私が担当した、先程少しお話ししたヤクザのお話でいうと、「この人はヤクザだ。ヤクザが言っていることは嘘だ。」と、非常に単純化してしまう。それをもって、「したがって嘘である」という決定になってしまうんです。これも心理学者が考える時には、この人がどういう人かということは問題にしません。ある特定の場合にはすることもありますが、基本的にはそういうことではなくて、それよりも大事なものは、「この供述に合理性がある

のか」ということ。先程いいました心理学的な合理性があるのか、そこのチェックが入る訳です。

(2) 判決にしばしばみられる恣意的判断の形態

裁判所の結論と対立する主張が出てきて、相手の主張を裁判官が否定する時に、何にも理由を言わないことも結構あります。もちろんなかには論拠を示すこともあります。例えば「こういう理由でこれは認められない」ということ、先程の「ヤクザだから」みたいな話ですよ。でも、問題はその論拠が本当に正しいのか、ということですが、それについては全然語られないことです。ただ形の上で理由をつけているだけです。ということは、本当の意味では論証には全くなっていないですね。このパターンが多いです。

(3) 判決にしばしばみられる恣意的な論拠選択

それから、対立する供述の a と β があったとします。一方で、判決に合う形で、「A だから a は信用できる」と言います。他方で、「B だから β については信用できない」と言います。論拠 A と論拠 B が繋がっているのならいいですが、これが無関係だったり、矛盾していたりということもよくあるんです。判決にとって都合の悪い供述について、別の論拠、理由を持ってくる。これはどういうことでしょうか。論拠 A とか論拠 B で本当に判断しているとは考えられないですね。これは単に、自分の判決を合理化するための恣意的な理由づけに過ぎないということが分かります。

(4) 恣意的な論拠選択の例

具体的に、帝銀事件の話でお話をしていきます。コルサコフ症候群というお話が先程細川さんからありましたね。若い頃に、中年のはじめくらいでしたかね、平沢さんが狂犬病の予防接種で逆に脳に障害が残ったらしく、それ以降、非常に誇大妄想的なことを言ったり、明らかに嘘というようなことを言ったりすることがある。それで、客観的な事実と全然対応しないことが明らかであるとすぐ分かるようなことや子供じみた嘘をついてしまうということがあったんです。そうすると、そういう人の供述をどこまで信用できるのか、ものすごく慎重に考えなければいけない、ということになりますよね。

先程ご紹介がありましたが、最初の段階の供述は否認から始まります。それから「ああでもない、こうでもない」とか言って、もう逃れられなくなって、「私がやりました」という話になっていくプロセスがある訳です。「私がやりました」といえば、「じゃあ、どうやってやったんだ」という話になりますよね。どうやって、毒物は何だったんだって。最初は塩酸だったとか言ってね。塩酸でそんなことできる訳がないですね。「それはおかしいじゃないか」と言うと、今度は青酸カリが出てきます。「じゃあ、青酸カリはどこから手に入れたんだ」という

ことになっていく。それが、言うたびに話が変わっていくんです。結局、「あの人が貫ったんです」とある人物が指定されるんですが、その人たちを調べても、その事実は確認されない。そういうことがずっと繰り返される訳ですね。

とにかく供述が出鱈目にゆれ動き続ける。妄想みたいな話が出てくる。そういう展開になったことを分析していくと、それは体験に裏打ちされていないことを必死に推定したりしながら、めちゃくちゃに言っている可能性がきわめて高いということになります。それについて裁判所の判断は、「コルサコフ症候群だからそんな出鱈目なこと言ったんだ」ということになります。それはそれでいいんですよ。そういう判断でいいですけど、それを貫いてよ、って話なんです。ところが最後の自白調書といわれる、三通ですかね、これは非常にまとまった形で、それまでの自白調書、供述調書とは全くスタイルが違う。それまでの供述調書は、当時のものとしては珍しく、検察官と平沢さんの一問一答方式で、どこまで厳密かわかりませんが、おおよそ正確な記録ですが、全く筋が通らないものになっているんですね。それに対して最後のものはまとまった文章の形になっています。その最後のまとまった形のものについては、「本当に平沢さんがこれを語ったのか」と、当時その成立経緯を巡って捏造の疑惑があり、ものすごく問題になったところですよ。署名の筆跡に関しても「捏造じゃないのか」というような問題になって、そのような鑑定も行われています。

この最後の自白については非常に一貫した話になっている。そうすると、「何故これだけ、そんなに素直になったのか。ちゃんと合理的な話になったのか。」ということは、当然考えなければいけないはずですよ。コルサコフ症候群だから出鱈目なこと言うのだというのだったら、これは辻褄が合っていること自体が不思議じゃないのか。これは、何故これだけ辻褄が合っていたかということ、ちゃんと説明できなきゃいけないのではないのか。そういう話になりますけど、実際はやっていない。結論に都合のいいようにコルサコフ症候群を使っているだけという訳です。

(5) 恣意的判断に対する批判

1965年に精神科医の青木薫久さんという方が、そういうコルサコフ症候群の理由についての使い方を批判する意見書を出されています。「逮捕後昭和23年8月21日以降、同年10月9日までの平沢の言動を観察する際に注意したい事は、平沢が病後ことに虚言を弄する様になった（空想性虚言症と欺瞞癖）その人格異常という精神医学の両刃の剣」、コルサコフ症候群の結果という、「その一方の刃のみを研ぎ澄ましてはならない事である」という言い方をしています。「平沢が帝銀犯行を否定した言動と肯定した言動のいずれか一方に当たる剣の刃のみ」、つまりコルサコフ症候群だからという理由ですね。それを恣意的に使ってはならない、使うのならちゃんと両方使いなさいよ、と。「これが科学的立場であり、公平な立場」であると言っ

ています。非常にシンプルな、当たり前のことだと思います。

判決に示された供述評価の根拠というのは、恣意的でそもそも根拠を示さないものもあって、およそ心理学的に見たときに合理的に公平な判断とは考えられないものがしばしばあるというのが現実です。

5. 真の判断理由のブラックボックス化

浜田寿美男さんが時々言うことですが、裁判官は本当に論理的に考える力があるのだろうか。そういうふうに思ってしまう。理屈が分かっているのか、と。でもちょっと考えてみる、裁判官は一番のエリートがなる職業じゃないですか。そんな単純な理屈が分からない訳がない。だから、裁判官がそのような合理的判断の力を持たないということではないとすると、判決において示された証拠評価・理由、それは裁判官が評価を決めている真の判断理由ではない、と考えられます。

対立する主張があって、判決に示された理由があるが、実はそれは結論に結びつかない。本当は別の理由でこの人は有罪だと判断しているが、その部分は全部ブラックボックスになっていて示されない、というのが判決なのだろう。判決というのはある意味、体裁を整えるための作文になってしまっている。全てとは言いませんが、そういうものが非常に多くなっている⁽¹⁾。そうすると、ブラックボックスの中味とその問題点を明らかにするということが必要ということになります。

さて、ブラックボックスの中味を知る手がかりの一つとして、裁判官の教科書といわれるものがあります。司法研修所というところが出している『自白の信用性』という本です。今までの有罪、無罪が問題になった裁判の事例、それをたくさん集めてきて、どういう事件の場合、裁判官は有罪にし、どういう事件の場合は無罪にし、どういう事件で判断が変わっているかということ进行分类し、整理していく訳です。つまり裁判官が実際に判決する時に、どういう基準で有罪・無罪を決めているのかを探る、そういう研究になります。そういう基準を実際に使っているか、ある程度見えてきます。ここで問題は何かというと、その基準は本当に使っているものなのか、ということです。間違った基準を使ってしまったら、変な判断が起こってしまいます。裁判官がみんなそういう判断の基準を持っていると言われたところで、みんなが変な基準を使っているとすると、ちゃんとした裁判にならない。実際、ここで有罪の事件として取り上げられて解説されている布川事件は、後に無罪になっています。ですから、そこで取り上げられた有罪・無罪の判断基準は、現実において無効であったということが明らかになる訳です。これはあくまでも、裁判官が判断する時にどういうところで判断しているか、という裁判官の

思考の癖を明らかにしているに過ぎないということになり、その考え方が正しいかどうかは一切検証されていないということなんです。それを平気で教科書にしているということになります。

裁判官は個人で判断していると言いますがけれども、実際は裁判官の中に共有された常識で判断しています。法学など法曹界とも密接な関係を持ちながら、そういう判決のパターンを作っていきます。その際、下級審の判事は、上級審でひっくり返らないような判決を書くということをととても重視します。最高裁の判決で、裁判における証拠の評価はどうあるべきか、という1948（昭和23）年の有名な判決があります。通常人なら誰も疑いを差挟まない程度に真実らしいとの確信を得られたらそれでOKだという話になっています。だから、自然科学みたいに厳密なところは言わなくてもいい。誰が見てもそうだと思う程度だったらOKですよ、そういう話です。未だにこれが通用している。その議論の問題は何かというと、真実らしいとの確信を誰でも通常人なら疑いを持たずにいれるという、その「通常人」というのは誰なのかっていうと、実質的には裁判官の集まりだということです。経験則による判断というのが、先程の『自白の研究』という事例で分かりますように、裁判官の人たちはみんなどういう常識を持っているのかということを決り所になっているということです。逆を言えば、その経験則が妥当であるかどうかは問題にされていません。私が担当した、先程のヤクザの事件でも、ヤクザの常識というのは全く理解されなくて、変な判断をしています。一般人の経験則で言っているんですね。

特に、確定された判決がある場合、再審裁判では公平に物事を判断するという枠組みは成立していないように思います。確定判決の有罪ストーリーというのがあって、その有罪を支える色々な証言や証拠というのが集められています。これに対して、再審請求する側はそれに反する、それを否定する証言や証拠を集めて無罪ストーリーで対抗しようとしています。それについて、両方主張があるから公平に判断しようとは、どうも進まないんですね。どういうことかと言えば、そうでない可能性もあるというのみで、これは採用できないと理由も言わずに消してしまう。これは嘘つきが言っていることだからと消してしまう。あるいは、経験則に反するからこんな証言はありえないと言って消してしまう。問題は、ここで裁判官に使われている理由が本当に妥当な理由か、その理由を公平に当てはめているかどうかなのですが、それはやらなくてもいい仕組みになっている。そうでない判決でも、ちゃんと判決として認められるような仕組みになっている、という訳です。

確定判決のフレームに、非常に強く裁判官は縛られている。裁判官は事実認定について、公平な立場で検討する姿勢が乏しいように感じられます。事実調べを行う場合も、再審請求の主張を崩せるポイントを一生懸命探す。「お前そんなこと言っているけど、こうも言えるじゃないか」と相手をやり込めてボロを出させようとする。その姿勢が、ものすごくはっきりしているように感じられます。心理学者の場合は、供述そのものが合理的な文脈を持って成り立って

いるのかを追及する訳ですが、どうも裁判官は、制度的な文脈。その制度の中で位置づけられたものを崩せるかどうか、というところで判断しているらしい。そうすると、お互い主張するポイントがずれてしまうので、議論が全然かみ合いません。

まとめ

まとめです。裁判官と心理学者では同じ供述を見てもそれを理解する視点に大きな違いが見られます。裁判官の書く判決文は、心理学者から見て非論理的で恣意的な「結論ありき」の作文に見えることがあります。とりわけ冤罪が問題になる事件においては特にそうです。その違いの背景に、供述それ自体が生じる文脈と、供述生成過程の合理性に注目する心理学者と、供述を制度的な文脈に位置付ける可能性に注目する裁判官の間の姿勢のずれがどうもあるんじゃないか、という風に思われます。そのため判決に書かれる理由は、裁判官の真の判断理由を反映していない。心理学者の、素朴に「その理由から言ったらこの結論は出ないよね」という議論については、問題にならない構造になっている。したがって、心理学者の、また弁護士の、素朴な批判というものはそもそも裁判官に通じないという現象がしばしば見られます。で、これが最初にあげました弁護士の嘆きにもつながってくるということなんです。

つまり帝銀事件の再審の困難というのは、単なる事実認定の問題を超えてしまっている、ということです。制度的な問題となっていて、DNA 鑑定のように自然科学的に決定的な証拠が提出されればまた別でしょうけれども、それ以外には強固に制度的文脈に位置付けられた判決を覆すことは極めて困難である。あの判決について、歴代の法務大臣が「やはり、ちょっと死刑執行できない」と言い続けて、そういう申し送りをしているという話があります。法務大臣でさえ疑っているけれども覆せないものなのです。それだけ強力な何かがあるということです。その現状を踏まえて、それを乗り越えるためにはどうしたらいいのかとことについては、少し違った視点からの広範な努力が必要になるんじゃないかということです。一つは、裁判官が有罪無罪を判断する時に、お話を伺ったり、判決を見てみると、直観的な判断というものが相当重視されているように思います。全体では「きっこうだろうな」と裁判の、事件の筋を見てしまう。そこをベースにして色々なものを当てはめようとする。そういうことが非常に多くて。直観的な判断は、非常に危険なことが多いんですよ。心理学としては常識ですけど、どうもそれに依存しているところがある。逆に言うと、裁判官に対しては直感的な部分で説明すると、結構効く時もあるんです。それが例えば浜田さんの「無知の暴露」とか、「逆行的構成」の説明なんですね。これが裁判官には受け入れられやすいということが起こったりします。それからもう一つ、裁判官は、目の前に対立している主張をする証言者たちの話のどちらかが嘘

で、どちらかが本当で、あるいは両方とも嘘という、そういう事態にいつも直面している訳です。その中で何が正しいのかを見抜くというのが仕事になってきます。誰が嘘をついているのか一生懸命考えるそうなんです。でも、嘘を見抜くということは、実は供述の真偽性を考える時に必要な作業、視点のごく一部分でしかないんです。嘘をつかなくても勘違いで、つい言うてしまうことはいくらでもある。だから、そういう視点だけで、嘘をついているかどうかというだけで判断してしまうと合理的な判断ができないんです。より具体的に、供述の語っている中味が、理屈が通っているかどうかを丁寧に分析しないと本当は分からない。そういうところで心理学的分析が有効性を持ってくると考えています。そういう独自の意味を整理して、明らかにしていくことが必要になる。

それから、裁判官は社会的に、例えば学会などで有力な説になっているかどうかを、ものすごく気にしています。その意味では心理学の供述分析もやはり制度的に認められるものを作っていかなければならない、という面もあったりします。

それから、もう一つ非常に重要なことは、そもそも事実を認定するというのはどういうことなのかについて、今の法理論では対象にできていないような根本的な問題を問い直す必要がある。そういうことを石塚章夫さんという元判事の方と、今お話をしているところです。この方、共同主観的な現象としての事実認定論という話を一生懸命考えようとしています。この間も、「法と心理学会」で石塚さんと一緒に新たなセッションで話をして、今日お話ししたようなことを取り上げながら、裁判官の判断はちょっと問題ではないかとずっとお話していたんです。そうしたら、「判例時報」という雑誌をご存知ですか。裁判の判例について色々な評釈を集めたもので、全国の裁判官とか検事が見ている雑誌です。その編集次長がやって来て、「今日の話、そのまま原稿にしてください」と言われました。非常に重要だからって言うのでね。それでとりあえず原稿書いて、石塚さんにもその原稿をお見せしたら、これは非常に重要なことだとすごく賛成してくれました。裁判官の中にも、やはりこういう問題は大事だと考える人が、少数であるかもしれないけど確実に出てきている。そういう人たちとしっかりと、あるべき事実認定の仕方を一緒に考えていくという、そのプロセスを作っていくことが必要です。

帝銀事件というのは、個別の事件ではありますが、先程お話ししたようなことは帝銀事件に限らず、今の裁判に非常に広く見られる現象だと私は感じています。ですから、それは単に帝銀事件だけの問題ではない。裁判に於ける事実認定のあり方自体が変わっていくということではないと、帝銀事件についてもなかなか難しいだろうと思います。そういうことで、今日はお話を終わりにさせていただきます。

〔注〕

- (1) 山本との共著論文の中で、元高裁判事の石塚章夫弁護士が、大崎事件等を例にその論理の使い方の一端を説明された。(山本登志哉・石塚章夫「供述評価をめぐる心理学者と裁判官のディスコミュニケーション ―何が、何故ずれるのか」, 判例時報社『判例時報』No.2396, pp.125-134, 2019年)

〔追記〕

本稿は、2018年12月1日(土)に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の()内は資料館による補足です。